

## 武蔵野プレイス（仮称）専門家会議（第4回）会議録

- 日 時 平成18年10月18日（水）午後6時30分～午後8時30分
- 場 所 スイングビル10階 スカイルーム
- 出席者 鬼頭梓委員長、清水忠男副委員長、新谷周平委員、栗田充治委員、小林麻実委員、近藤康子委員、武蔵野市図書文化専門委員、設計者川原田康子(有限会社 Kwhg)、事務局（企画政策室長、企画調整課新公共施設開設準備担当課長他）、傍聴者 25名

### 開会

○鬼頭委員長 近藤委員がご用でおくれてまいります、定刻になりましたので始めさせていただきます。

きょうもまた、お手元にお配りしてあるレジュメに従って議事を進めたいと思います。

前回までに積み残してきた管理運営の方法・主体という問題と、駐車場の出入り口に関して、まず事務局からご説明を願って、その後、もう少し本質的な議論を始めたいと思っております。

では、まず事務局から、管理運営の方法・主体についてご説明をお願いします。

○事務局 それでは、時間ももったいのうございますので、簡単にご説明させていただきますと存じます。

まず、資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。

管理運営についてでございますが、新公共施設基本計画策定委員会報告書での考え方でございます。

1の「管理運営の考え方」につきましては、本施設は多機能な複合施設でございますので、施設の一体的・有機的な管理運営を目指すというものでございます。

次に「管理運営の留意事項」でございますが、これにつきましては1つの運営主体が図書館機能も含めて施設全体を管理することが望ましいとなっております。

次のページの（2）の「サービスの拡充と適正な利用者負担」でございますが、開館日数・開館時間の拡充につきましては、開館日数と時間の拡大を図るという報告がございます。

「施設利用の有料化」につきましては、会議室等図書館法の枠外につきましては、図書

館法の枠外に位置づけをいたしまして、施設利用に当たっては原則として利用者に負担を求めるといふこととございます。

(3)の「青少年(中高生)利用者に対する工夫」でございますが、青少年等が「繰り返し訪れたいくなるような」環境を整える。特に未成年者に対する工夫を行うことによりまして、青少年が自立した積極的な施設利用者になることを促すといふものでございます。

(4)の「市民活動への場の提供」につきましては、「ボランティアグループやNPOなどの利用団体にとって使いやすい拠点となるための管理運営方法を検討する」となっております。

次の策定委員会の報告書でございますが、これも1の「管理運営の考え方」につきましては、前の委員会の報告とほぼ同じでございますが、ここで初めて管理運営団体として指定管理者制度の活用を打ち出しております。この制度につきましては、後ほどまた詳細をご説明いたしたいと存じます。

次に、7ページの(3)でございますが、「生涯学習事業」につきましては、現在、私も教育委員会の部局でございます生涯学習スポーツ課が行っております講座等につきまして、一定の部分を本施設の管理運営をする指定管理者が実施することが望ましいとしておるわけでございます。

(4)の「公園との一体的管理」についてでございますが、公園につきましても一体的管理を行っていくことを原則とするといふこととございます。

次の8ページをお開きいただきたいと存じます。

3の「サービスの拡充と適正な利用者負担」につきましてはでございますが、これにつきましても前の委員会の考え方を踏襲しておりまして、開館までの準備期間に、さまざまな施設の利用方法などにつきまして、利用者である市民と十分な検討を進めていく必要があるとうたっておるわけでございます。

4も内容的には同様なこととございまして、ワークショップ等の自主事業の企画運営につきまして、ボランティアの方やNPOと協働して取り組む必要がある、とうたっておるわけでございます。

さて、先ほどから指定管理者という制度を申し上げておりますが、この施設は指定管理者で管理運営していくと報告書でうたっておりまして、まず指定管理者制度自体のご説明を若干させていただきたいと存じます。

9ページをお願いいたします。

平成 15 年の 9 月に、地方自治法、私ども地方公務員にとってはバイブルの法律でございますが、改正がございました。従来は公の施設、この四角の中に代表的なものが書いてございますが、「住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設」という定義がございまして、この管理運営につきまして、その受託団体の公共性に着目して、従来は公共団体ですとか公共的団体、例えば公益法人、財団法人等でございますが、そこに管理運営の委託先を限定してきたわけでございます。それが、いわゆる俗にいいます多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の事業者を含めた団体の有するノウハウとか能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図るという趣旨の法律の改正によりまして、広く民間の事業者にも門戸を広げたわけでございます。

この制度は、ご承知の方もいらっしゃると思いますが、やりようによっては非常に難しいという側面もございまして、バラ色の世界ではないということも一面にございまして、採用については慎重に、この制度のメリットを十分に生かせる施設の選択をして判断していくことが必要かと存じます。

続きまして、従来の委託制度、つまり改正前の法律での委託制度との違いを簡単に書き出したものが 10 ページの表にまとめてございます。

代表的に違ったものをご紹介いたしておきますと、まず「法的性質」という欄がございまして、従来は業務を委託するという概念でございましたが、これがちょっと難しいのですが「行政処分」といって、業務自体を委任もしくは代行といっておりますが、かなり権限を委譲するということです。例えば、今まで使用する権限を、市長なら市長名で許可をしたものが、指定管理者の名前で使用許可などができるわけでございます。

それから、指定管理者を選ぶ手続きが、契約をするのではなくて、条例で定めるということになりました。また、指定管理者を決定する場合、管理を行わせる機関につきましても、いずれも議会での議決が必要となっております。従来の委託制度よりも、そういう意味では極めて透明性が高くなっているということでございます。

ちなみに現在、本市におきましては 45 の公の施設、かなり数が多いとお感じになるかもしれませんが、実はコミュニティセンターが 19 ほどございまして、その他が 26 施設。この主な例は、芸術文化施設、文化会館というホールがございまして、あるいは福祉施設、体育施設などがございます。いわゆる受託団体といいますが、指定管理者の団体につきましては、6 団体プラスおのおのコミュニティセンターの管理運営主体でございましてコミ

ユニティ協議会でございます。

プレイスの管理運営主体の方法について、農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会の報告書の考え方を整理いたしましたものが、11 ページに載せてございます。7 項目書いてございますが、これをごらんいただければおわかりのとおり、管理運営主体につきましては指定管理者を利用していくのだということで、それについては、私どもが現在所管しております体育施設等を管理運営しております武蔵野スポーツ振興事業団を活用していくということをおうたっておるわけでございます。

それから、既存の中央図書館あるいは吉祥寺図書館がございしますが、これも移行していくと報告書ではうたっております。

ただ、私ども庁内で検討会を開催いたしまして、4 に意見という形で、簡単ではございますがこの内容を付記してございます。報告書に記載がありますとおり、(1) の「指定管理者制度の採用」に数行書いてございますが、この制度を採用することによりまして、いわゆる市長部局と教育委員会から移管する業務につきまして、独立した団体（法人）が管理運営を行うことで、俗にいいます直営方式、市が直営方式で陥りやすい従来の所管、市長部局や教育委員会から仕事が参りますので、その弊害を比較的スムーズに取り除き一体的管理をすることが可能と判断をし、これが指定管理者制度のメリットではないかと判断をいたしましたわけでございます。

(2) の「指定管理者」ですが、どのような団体が指定管理者として望ましいかということでございますが、本施設は、先ほどから申しますとおり、かなりの部分が図書館や生涯学習を担当している教育委員会でございますので、そこが所管をしております先ほどの武蔵野スポーツ振興事業団を指定管理者とすることが現実的な選択肢ではないかと。この振興事業団は、体育施設を主に管理運営している団体でございます。

指定管理者制度は、本来は純粋な民間事業者ということが大前提の法制度でございますが、純粋な民間事業者も検討の材料としてはあったわけでございますが、図書館につきましては、皆さんご承知のとおり、図書館法、いろいろな法律の枠がございまして、無料の原則もありまして、市場においては、図書館全体の事業展開を含めた管理運営ノウハウのすべてが蓄積されているかということは、なかなか……。

例えば図書館だけでいきますと、窓口だけの業務の委託などは実際にあるわけでございますが、全体的なノウハウは蓄積されているとは言い難いという側面もございします。ちょっと口幅ったい言い方ではございますが、公立図書館にこの制度を採用することにつつま

しては、いわゆるほかの公の施設とは異なりまして、先ほどの法律的な側面や、あるいは公立図書館の固有の役割ですとか意義等を含めまして、そういう意味では全国的にその是非が問われております。地方公共団体の間でも、その判断がかなり分かれているところもある関係がございます。

ましてや私どもの本施設は、図書館の管理運営だけではございまして、従来教育委員会が実施していた生涯学習事業あるいは青少年健全育成、市民活動支援機能をあわせ持った、複合的な機能を持った施設として位置づけられておりますので、現時点でそれらすべての業務をカバーできるいわゆる純粋な民間事業者が、現在のところ私どもでも見当たらないというのが現状でございます。

続きまして（３）の「他の図書館との連携」等について、あるいは一体的運営でございしますが、本施設のような教育施設に指定管理制度を採用することは、本市では初めてでございます。先ほども申しましたとおり、図書館は他の施設とは若干違いまして、法的な側面もございまして関係で、地方公共団体の間でも判断が分かれていると申し上げましたが、そういう状況もございまして、他の市立図書館２館での指定管理者制度の適用につきましては、余り拙速には行わず、管理運営状況をしっかり見きわめた上で、その採用の可否を判断するのであっても決して遅くはないのではないかと、という意見が私どもでは大勢を占めました。ですから、これ自体は、以前の報告書の内容とは異にしておるといいますか、若干ニュアンスが違っている私どもの現時点での考え方でございます。指定管理者制度のお話はこちらで終わらせていただきます。

次に、12 ページをお願いしたいと存じます。開館時間・開館日数についてでございます。

以前の報告書におきまして、「効率性と柔軟性を確保することによって、幅広い利用者ニーズに的確に対応するよう、できる限りの開館日数・時間の拡大を図る」とございしますが、私ども庁内で検討いたしました結果、結論から申しますと、開館時間はここに記載がしてありますとおり、朝 9 時半から夜 9 時程度でいかがだろうか。ただし、これは土曜日、日曜日、祝日を含め、開館しているときは毎日夜 9 時ごろまででいかがだろうか。休館日につきましては週 1 回、それから他の私どもの図書館同様に図書の整理日が月 1 回、図書の特別整理日、これは私ども「曝書」と呼んでおりますが、全部本を確認するのは今市立図書館は 10 日前後いただいているのですが、これは IC チップを採用することにより多分半分ぐらいになるでしょうということですので 5 日間程度。あとは年末年始をお休みにする。

これにつきましては庁内の会議でもさまざまな意見がございまして、ちなみに最大の開

館でいきますと、休館日は図書整理日だけの月1回だけ。こういう場合は職員も出勤するわけですが、あと図書整理期間5日間と年末年始だけと。場合によっては、曜日を問わず開館時間は9時から10時ぐらいまであけたらどうかという意見もございました。事実上、年中無休に近いというわけでございます。

さまざまな意見がございましたが、しかしながら開館時間につきましては、図書館を中心とする教育施設というのが中心であることもございますし、あるいは13ページの下を表をごらんいただいても、これは栗田先生からもご意見をちょうだいしたいと思いますのですが、NPO活動実態調査等報告書のアンケート結果を見ましても、土日を含めて21時ぐらいまでやっておれば何とかニーズは保てるのではないかとということでございます。

ちなみに上の方に、他の類似施設等の開館時間を、すべてではございませんが例示しております。ほかの新しい施設、他の自治体の図書館等を含めましても、そんなに遜色はないのではないかと私どもでは現在考えております。現時点では、とりあえず開館時は本市の他の2館の図書館と足並みをそろえて、いずれ既存の図書館も含めて、さらなる開館日数・時間の拡充を検討するべきだという結論に庁内では達したということでございます。

そこで12ページにお戻りいただきたいのですが、年間総開館時間を既存館と比較したものがございますが、私が今ご説明した程度でも、既存館よりも大体年間700時間程度は開館時間が長くなるということでございます。これだとちょっとわからないのですが、稼働日数が上は287日、下の方が292日と書いてございますが、この5日間の差につきましては、ICチップを採用したことによって図書の特別整理期間、曝書という期間が半分ぐらいにできるのではないかとということでちょっと長くしたわけでございます。

なお、管理運営主体につきましては、現行の法律では、私ども市の直営か指定管理者制度のいずれかどちらかを採用しなければならないという、いわば二者択一の世界でございます。本日は、この制度自体の説明と、質疑はまた後ほどお受けいたしますが、庁内検討会議での意見をあくまでお話しいたしまして、この可否につきましては、一度資料等をお持ち帰りいただいて、ご検討をお願いして、後日改めてしかるべき時期にご意見をちょうだいするということにいたしたいと存じます。

また、開館時間・開館日につきましても、同様に取り扱いさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

ご説明の方は以上でございます。

○鬼頭委員長 ありがとうございます。

今のお話ですと、きょうは一応持ち帰って、よく研究してほしいというお話ですが、とりあえず何かご質問、ご意見があったらおっしゃっていただきたいと思います。

○栗田委員 開館時間のところですが、全館的に一本にするというようなイメージで伺ったのですが、場合によったら部分的にということもありと考えていいのかなのかということ、ちょっと踏み込んだあれですが。

○事務局 一応開館が、早ければといいますかこのまま順調にいけば平成 22 年度中、半ば過ぎるかと思うのですが、まだ 3 年以上ございまして、もしそこまでに条件を整えば、時間が長ければサービスは向上するわけですので、そちらにうまく乗っかればいかなと思っておりますし、あるいはもしその場でできなくても、いずれはどこかで開館時間が長い方に足並みをそろえていくというのが一般的ではないかと考えております。

○栗田委員 市民オフィスなんかは、本の管理の部分がちょっと問題になるかと思うのですが、どこかのフロアの本をなくするという話になると、その部分は時間を延ばすとか。

○事務局 これも、庁内で議論がございました。典型的なのが仙台にメディアテークというところがございまして、これも複合施設でございまして、図書館部分だけは若干短く、カーテンでくくって開館をしているという状況がございまして、私どもの今回の施設全体のコンセプトが、いわゆる一体的な管理を行うということが大前提という形になっておりますので、一応建物に関しましては、統一的に開館時間を一体的に行おうではないかというのが現在の私どもの考え方でございます。

○鬼頭委員長 栗田先生、9 時ではまだ早過ぎるという感じですか。

○栗田委員 今のは意見ではなくて質問です。意見は別にありますので。

○鬼頭委員長 わかりました。では、今のような一体的な運営で、しかもプランがそういうプランになっていると、一部分だけ時間を延ばすのはなかなか難しいだろうと思いますね。これは設計に相当大きな影響が出ると思います。とりあえず今は、そういうご質問だけということ。

ほかにございますか。よろしいですか。

○近藤委員 遅れてきて申しわけございません。それで聞きそびれていたらちょっとお恥ずかしいのですが、このぐらいの時間で開館している図書館は幾らでも例があるということで認識していてよろしいのですか。市内ではなくて、日本を見たときに、例えば仙台とか北海道とか福岡とか名古屋とか東京都のほかとかで、こういう 9 時半から 21 時までオープンというのは。

○鬼頭委員長 いろいろです。24時間というところもないわけではない。

○近藤委員 国内で。

○鬼頭委員長 はい。大変少ない例ですけれども。

ほかにご意見がなければ、私からちょっと。

さっきお話を伺っていると、とりあえず当面は既存の市立図書館については指定管理者制度は適用しないということで、これは私は大変結構だなと思っております。

実は、私が一番心配しておりますのは指定管理者制度にすると、今の段階で館長を決められないんですね。設計の段階で館長を決めるということができない。設計の段階で館長が決まっていなくて、実際の運営に当たる責任者がいないで設計がどんどん進んでしまうわけですから、それが実は一番心配をしていたところで、もし中央図書館が少なくとも当面は指定管理者制度の適用をしないということであれば、プレイスの中の図書館は当然中央図書館の分館になるわけですから、そうすると直接プレイス全体の館長ではないとしても、少なくとも図書館部分については、中央図書館が実施設計に当たって運営の責任者としての責任を果たしていただけたらと思いますので、その点は私は大変歓迎です。

あと、この制度については、今あちこちでいろいろ問題も出ておりますので、ぜひ十分ご検討をいただきたいと思います。

それでは次に、地下の駐車場への入り口についてお願いします。

○事務局 それでは、図をもってご説明をしたいと思います。資料の方は14ページをおあげください。

14ページの表の真ん中ですが、東京都駐車場条例というのがあります。本施設では、この東京都駐車場条例に基づきまして、床面積300㎡に1台。駐車場を除く面積で考えますと、9,300を300㎡で割った31台。前の報告書では、もう少しボリュームがあったので32台になっていますが、基本設計では31台と設定されております。

そして基本設計では、敷地の東側、駅前広場側に駐車場の出入り口を設置しております。ただし武蔵境は、ご承知のように駅南口にはイトーヨーカ堂がありまして、特に東館の駐車場へ入る車がたびたび渋滞を起こしている現状があります。そこで、プレイスの駐車場に、イトーヨーカ堂の駐車場に入る車の渋滞がどのぐらい影響があるかということで、渋滞の長さの調査を実施いたしました。それが15ページの表になっております。

16ページの位置図を拡大したものが、こちらの左側の絵になっておりまして、これで説明をしたいと思います。

まず位置関係を説明しますと、ここが武蔵境の駅で、ここがロータリーになっていて、プレイスがあって、その東側にイトーヨーカ堂があります。これが境南通りといひまして、それからこちらの縦の方がかえで通りという形になっております。

イトーヨーカ堂の西館がここにありまして、それプラス東館というのが新しくできて、ここに 450 台の駐車場に入る入り口があります。ここに入るためには、かえで通りに並んで右折をして、左折で入るといふパターンと、プレイス側の境南通りを直進して左折で入るといふ 2 通りになっております。

調査結果なんです、A、B、C という区分になっておりまして、A というのは、イトーヨーカ堂の東館から武蔵境の駅の南口の交差点までの約 80m の位置です。B というのは、プレイス側に影響する側の直進方向の渋滞の長さ。それから C というのは、かえで通りの方に並んでいる長さを測定いたしました。

調査日時は、6 月の 21 日、24 日、25 日ということで、ちょうど梅雨時で、たしか土日については少し小雨が降ったような状況でした。

結果については、平日は、渋滞は発生いたしませんでした。土曜日については、かえで通りで一部渋滞が発生しまして、最大 200m の渋滞が発生しております。日曜日については、C のかえで通りなんです、朝から夕方まで慢性的な渋滞が発生しました。右折をずっと待って、こちらに入って左折で入るといふような形で、朝から夕方までずっと渋滞が続きまして。その影響を受けて、こちらの直進方向も午後 1 時から 3 時の間、渋滞が発生してきまして。

プレイスで影響するのは、まずこの駅に入る入り口、それと西側の観音院のところ、一応こちらの観音院のところでは渋滞の長さをはかったのですが、大体 10 分間隔で測っていくような形で、観音院の西側のところで 13 時 30 分、14 時 20 分、14 時 30 分という 3 回、ここを超えるという形になりました。それから、この東側の部分でいきますと、それプラス 13 時 20 分と 14 時 10 分という 5 回、ここを超えたといふような状況になっております。

このように、日曜日については、少なからず渋滞の影響を及ぼすといふような結果になりました。

その対策を、17 ページに中段から 1. 2. という形で書いてあるのですが、18 ページに図があるのが、こちらの図になります。現状のプレイスの駐車場の位置については、このロータリーに入る東側に、今駐車場の位置を設けております。こちらに入って、ここで

入って、また出てこう抜けるような形になります。ムーバスがこういう形が入ってきまして、ここにバス停があります。2路線ありまして、こう抜けてこう出てくるやつと、こう抜けてこう行くやつとがあるのですが、ここにムーバスがとまるような形になっております。ここが渋滞したときに、それでなおかつ、今プレイスの駐車場の入り口が比較的こちらの境南通りに近いものですから、ここは2台ぐらいしか渋滞を待つ車が確保できないような状況なので、ここに渋滞が起こって、プレイスが満車になってここに並んでしましますと、こことここがここでバッティングして、ムーバスの運行にも影響が出るという可能性が日曜日においてはあり得るというような結果です。

それについて、とりあえず駐車場の出入り口での対応ということで、基本的には身障者または搬出入の利用を原則にして、一般の来館者においては、徒歩、自転車、公共交通機関を利用してもらうことを促していきたいということと、なるべくこの車道に車がとまらないように警備員を配置するなり、満車時についてはコーンを並べたり、またここに満車と警備員が表示するような形で対応していくということが考えられます。

あと、駐車場の位置についてなんですが、ちょっと順番が入れかわりますが、今の現状で考えると、警備員の対応等にプラス、設計上また今後考えていかなければならないのですが、できる限り駅寄りに駐車場の位置を設ける等工夫ができるかどうか検討していきたいと考えております。

それから、もう1つの考え方として、この駐車場の位置を逆転させるという形で、西側に持ってくるという考え方を今検討しております。そうすれば、少なくともムーバスの運行には影響しないという形になるのですが、ご承知のように、ここには大きな樹木が張りついておりまして、一番広い間隔のところは7mというような状況と、かなり根も張っているような状況です。それと今こちらに駐輪場を設置しておりますので、こちらに車路を持ってきますと、当然駐輪場の面積が減りますから、どこかにまた確保しなければならないというような課題もございますので、今この辺について検討をしているような状況でございます。そういうような駐車場の位置については、一応検討させていただいております。

最後に、18ページの図の下ですが、駐車場については31台、公共交通機関の利用等を考え、あとは搬出入、身障者、子育て中の人の利用とか、そういう限定をすれば、この程度で足りるのではないかと考えられるのですが、むしろ駐輪場が、かなり自転車で来る方が多いのではないかと想定できます。今は、一応、自転車放置防止条例の附置義務により150台程度確保しているのですが、駅前の立地条件でありますので、平日であれば通勤な

どで置いていってしまう方もいるかもしれませんし、休日については、かなりの自転車の利用が想定できるということで、もう少し台数を確保できないかということと、駐輪場の管理方法、お金を取る有料化などについても今後検討していかなければいけないかなど考えております。

それから最後に、一番下に枠に入っている「設計上の留意点」ということで、仮に西側に移した場合には、バックヤード部分とかカーリフト等がひっくり返るような形なので、設計上は配置計画、構造計画等全面的に再検討することになります。それから、今この会議でより使いやすい施設配置ということで、配置構成等も今後ご議論いただきたい部分になりますので、その辺もひっくるめて総合的に考え、駐車場の位置についても考えていきたいと考えております。

繰り返すようですが、設計上の問題が多分にありますので、きょうはこのような検討を行っているということを確認していただき、今後の議論の施設構成と合わせて、全体的に考えていき、最終的には川原田さん（設計者）の方で何かしらの絵にしてもらい、それをまたご議論いただくような形になるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○鬼頭委員長 ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおりで、東がいいか西がいいかは、今この委員会で早急に結論が出せる問題ではないと思いますが、何かご意見があったらちょっと伺っておきたいのですが。

○近藤委員 私はこの渋滞を絶えず経験しているので、ちょっと質問させていただきたいのですが、渋滞の調査ですが、境南通りを西から東へ直進するという渋滞の調査をされたんですよね。ところがこの矢印だと、東から西の黒い矢印なので、それはなぜかなというのが1つ。

○鬼頭委員長 それは、渋滞がこういうふうに伸びていくという図面のようなですね。

○事務局 済みません、鬼頭委員長のおっしゃるとおりで、渋滞がこう伸びていくという矢印です。これは調査会社がこういうふうにした絵なんです。こっちは私がかいた絵で、車の進む方向でかいてしまったので、これとこれがずれて申しわけないです。

○近藤委員 ちょっと趣旨がわからないんですが、渋滞すると周辺の人が困るというための調査ですよね。それとも、渋滞するとプレイスに入りにくくなるという調査ですか。それによって、すごい趣旨が違うと思うんだけど。

○事務局 プレイスには、東京都の駐車場条例で当然駐車場を設置しなければならないわ

けですね。そうすると、今現時点でここに入出口を設けているわけです。ここでイトーヨーカ堂の渋滞につかまると、プレイスの渋滞がバッティングしますと、結局ここに入ってくるムーバスや送迎で入ってくる車に、ここで非常に影響が出るのではないかというようなことを今回調査したという形で、少なくともそれに対応できるように何か工夫をしていきたいなと考えているわけです。

○近藤委員 私の質問は、プレイスに入る車が土日たくさんあると、プレイスがない今の状況でさえ土日や天気の良い日は、非常にこの辺はこうではなくて逆方向、ヨーカ堂の駐車場に入ろうとする車と獣医大のところの踏切を渡ろうとする車で、正直行って観音院まで車が並ぶんです。逆です、こっちに向かって。西から東に向かって。

○事務局 ああ、こっちに向かってこういう車ですか。

○近藤委員 渋滞の車の列は、西から東に向かって渋滞しています。皆さん、踏切と新道北の方に行く方に向かって。ですから、そこの交差点とヨーカ堂の一番大きい交差点が、物すごい渋滞になって。

○事務局 ここですか。

○近藤委員 いや、そこそこを目指して、渋滞が西から、観音院の前からヨーカ堂の駐車場まで車が並ぶんです。

○事務局 はい、そうです。

○近藤委員 ですよ。ただでさえ今そういう状態なのに、そこに設けたら、それを助長することになるわけですよ。

○事務局 そういうことになりますね。

○近藤委員 それを避けるためにどうしたらいいかという話ですよ。

○事務局 そうです。

○近藤委員 そうすると、この図というのは、非常にわかりにくいです。

それから、南北の方も、井口新田の交差点から、そこの交差点まで並ぶですよ。雨の日は、南北も。矢印逆で。要するに問題は、解決しなければいけない課題は。そういう状況の中で、プレイスの駐車場をどうするかというふうにご提示なさらないと、ちょっとこの絵だと誤解を招くと思います。

○事務局 済みません。ちょっと矢印に統一がなかったので、申しわけないです。

○近藤委員 それと、もう1つ、ごめんなさい。これは質問ですが、18ページに「設計上の留意点」とありますよね。入り口が①がいいのか②がいいのか、私はそれについては、

どちらがいいとは何も申し上げませんが、今の段階で、設計も最終計画ではないわけですよ。その段階で、もし①にした場合、構造計画も全面的に再検討するというのが、ちょっと私は理解できないのですが。バックヤード部分、カーリフトも移行するため、「設計上、配置計画、構造計画等も全面的に再検討する」と書かれていますが、実際に最終図面ができているわけではないわけですよ。今それに向かって工事が始まって、見積もりもとっているわけではないので、①にしようが②にしようが、今の段階ではどちらでも構わないということですよ。

○事務局 一応基本設計というのが今上がってしまっていて、それが現時点でご議論いただいている内容なんですけど、それは次の実施設計という工事に出す設計の基本になっている設計なので、粗いですけど構造の計算とか設備の計算とか、そういうのも一応終わっているような設計なんです、基本設計というのは。

○近藤委員 でも、そうすると、例えば本の場所を1カ所に集めようとか、吹き抜けはちょっとどうなのかという議論を私たちは今ここでさせていただいているのですが、それは、そうするともう議論の余地はないというお話になるんですか。

○事務局 いえ、あくまでも設計上は、図書の位置が変わったり、駐車場の位置が変わったりすることで、構造計算とか設備の設計とか計算とか、もう一度やり直さなければいけないということになるんです、技術的には。それは川原田さんとのこちらの側の裏方の部分なんですけど、それも見越して考えていますので、余りそういうことにとらわれなくても結構かとは思いますが。

○近藤委員 この括弧の中というのは、非常に考え方を誘導させられてしまうので、ちょっと私としては心苦しいなど。

○事務局 済みません、あくまでも設計上の問題で、ちょっとでも柱の位置が変わったりすることは、構造計算とかそういうのをやりかえなければならないという、そういう設計上の問題だったので、誤解があるようであれば、ちょっとこの部分については削除したいと思います。

○清水副委員長 2つございまして、1つは近藤さんにお聞きしたいのですが、先ほどの渋滞の説明の中に、踏切のことが出ていましたよね。現状の渋滞は、その踏切がすごく影響していますか。先ほどのご説明はそうですね。

○近藤委員 踏切のことは、私はちょっと予測できませんが、一番の問題はヨーカ堂の東館のところにある駐車場に入るための車ですね。

○清水副委員長 それならよろしいのですが、さっき踏切のことをおっしゃっていましたが、連続立体交差事業が完成した暁には、それらの踏切は全部なくなるので、それが渋滞の原因になるということはないかなと思いました。

今度は、事務局の方にお尋ねしたいのですが、駐輪の問題なのですが、都市計画公園法で、都市計画公園の地下に駐車場を設けることは可能なのですか。

○事務局 手続で、いろいろな協議を経て条件とか整備できれば、可能かと思います。ただ、都市計画公園の地下に駐輪場もしくは駐車場をつくるということは、あくまでもプレイスの駐車場という形ではなくて、どちらかというと公共駐車場、公共駐輪場という位置づけに都市計画上はなるのではないかと思います。

○清水副委員長 ありがとうございます。

車のための駐車スペースを考えているわけではなくて、駐輪のことなんです。連続立体交差事業が完成した暁には、この施設プレイスを、北の方から使いに来る方もいらっしゃるわけです。そういう方にとっては、例えばこの公園の北の方に、よくあることですが地下に自転車置き場があるということになると大変便利かなと思うわけです。

例えば現状でも、ここら辺のところに公衆便所がありますよね。そういうようなものも、この公園のあり方からすれば、今みたいにボーンとあるのではなくて地下に設置するなどうまい処理の仕方が必要ですよ。そうすると、そういうものと絡めて駐輪場も何か解決できるのではないかと。そうすると、公園の利用ということもうまく図れるし、時間制限なんかがあるかもしれませんが、プレイスについても使えるのではないかとというのが1点です。

それから、車をここにどんどん入れるよりは、やっぱり自転車の方を重視していただきたい。武蔵境の駅舎の東側、西側、できるだけ駅に近いところまで高架の下に駐輪スペースをとっていただきたいということを、武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会の方々は7～8年ずっといってこられたと思うんですよ。ですから、こういうことも市の方で積極的にバックアップされて、JRの方に申し入れをしていただいて、駐輪の問題はこの建物の中だけで解決するというのではなくて、連携的といいますか、そういうようなことでお考えになるのもよろしいのではないかなと思うのですが。

○事務局 ありがとうございます。

プレイスも駅前という立地条件ですので、当然自転車で来られる方も相当いらっしゃると思いますし、一番問題なのは、プレイスの計画地が今暫定の駐輪場になっていますので、

その手当てをしてやらなければいけないということで、今予定しているのは、清水先生がおっしゃったように高架後の高架下利用という形で、今JRとも協議をして、なるべく駅に近い部分で確保したいという形で交渉しているところでございます。

また、1つのアイデアとして、都市計画公園の地下利用というのも非常によろしいかと思うのですが、あとは費用とか手続の問題ですね。その辺の問題もあろうかと思うので、今の段階では地下に駐輪場を設けるという計画は考えてはいないのですが、今先生からそういうご提案があったので、担当の方には話をしてみようかと思えます。

○清水副委員長 ありがとうございます。

結局、連携的な利用ということをやっといっていらっしゃるわけだし、それから公園との一体的な利用ということもおっしゃっているわけなので、この辺はそのような積極的な解決の方向もご検討いただくのがよろしいのではないかと。今、この建物の地下だけで何台あって、それは限界がありますよね。だから、それだけでない方法を同時に考えた方がいいかなと思っただけです。

○鬼頭委員長 ほかに。どうぞ。

○小林委員 すごく単純な質問なんですけど、西も東も駐車場の入り口には何か問題があるということでしたら、境南通りから直接入ってしまう南側というのは、何か設計上の問題とか、かえってここで左折してしまうと渋滞を引き起こすとか、そういうことがあるのでしょうか。

○事務局 南側については、イトーヨーカ堂の渋滞とまさにバッティングするという問題と、あと東京都の建築安全条例というのがありまして、交差点から5mの部分については駐車場の入り口をつくれません。そうすると両サイドが道路ですので、南側だとおのずと真ん中に出入り口を設けなければいけない形になるのです。今の段階では、公園からこちらの南の方に人が抜けるような形です。人の出入り口が2カ所ありまして、公園の方の出入り口と、こちらの南側の方に出入り口を設けていますので、人の回遊というか、抜けてもらうような考えもありますので、南については（駐車場の）出入り口の検討はしていません。

○小林委員 わかりました。ありがとうございます。

○栗田委員 ちょっとお伺いしたかったのですが、前回の傍聴者の方がかなり勉強しているのでしょうか、駐車場はしかるべき手続をとればつくらなくてもいいような制度があるのではないかと。8番の方ですか、おっしゃっているのですが、この辺

の問題に私は詳しくないのですが、どういう整理をされているのでしょうか。

○事務局 東京都駐車場条例は、昭和 33 年に施行された古い条例でして、商業地域とか、あと建物用途、ホールとか映画館とか、そういう用途に合わせて駐車場の設置を義務づけるものでして、施設運営上車を使わないと決めても、建物用途で適用されれば駐車場を原則設置させるというようなハード整備を主眼に置いた条例と考えております。

ただし、免除規定として、傍聴者の意見にもありましたように 17 条 1 項 2 号に知事が特に必要がないと認める場合というのがあります。これは学校などで児童とか生徒、学生など、明らかに車を利用しない施設については免除するという形なんですけど、今回のプレイスについては、商業地域における図書館という形になるのですが、幾ら公共としても不特定多数の利用する施設として、このただし書きの適用事例というのは、東京都に尋ねたところ適用事例がないという形でした。

それからもう 1 つは、17 条の 1 項 1 号というのがありまして、これは平成 14 年に改正された新しい規定で、ある一定の地域を定めて、共同駐車場を設置するなどした地域ルールを定めた場合には、共同ビルで附置義務をまとめてカウントできるとか、そういうような考え方があるのですが、これもやるとなると地域の協力とか、長い年数がかかるという状況でございます。

もう 1 つは、17 条の 2 という規定がありまして、これは敷地の形状とか交通規制などで駐車場の設置が困難な場合、例えば敷地の形状ですとがけ地とか、交通規制ですと交差点の目の前にしか入り口がないとか、そういう場合に別の場所に駐車場を設置することが可能です。これを隔地駐車というのですが、この規定は武蔵野市でも事例がございます。これについては、3 月の議会の特別委員会でご提案をさせていただいたのですが、明確な駐車場の敷地が確保できなかつたり、特別委員会できまざまなご意見等いただきました。事業者でもありまた特定行政庁、つまり許認可権を持つ市長、2 つの顔を持っている立場から、やはり民間にも指導していかなければならないという兼ね合いも考えて、今回基本設計に立ち戻ってきたという経過がございます。

よって、本会議においては、プレイス内に駐車場を設置することを前提に、駐車場の位置はどこが適当かをご議論いただきたいと考えております。

また、この件につきましては設計上の部分が大きいこともありますので、先ほど申し上げたように、施設構成の検討と含めて総合的に考えていきたいと思っております。最終的には川原田さんの方でまとめてもらおうと考えております。

○清水副委員長 車が必要な人がいます。例えば車いすを利用されているとか、身体障害を持っているある種の方々は、雨の日に車いすで来られるかという、来られませんよね。ですから、車を全く排除するという事は、ちょっと考えられないと思います。それから、これぐらいの施設になると、やはりいろいろな荷さばきといいますか、そういうことがあるので、それは必要ですよ。

では、ボリュームをどうするかというあたりが問題になってくるのかと思うのですが、先ほど近藤委員がさらに渋滞がとおっしゃっていたけれども、例えばどれぐらいのボリュームだと毎日の1回当たりの出入りがどれぐらいかということもまた別に検討してみると、現実的にどれぐらいに本当に渋滞を引き起こすのかということが出てきますよね。私自身は、こういう駅前近くですから余り車で来てもらいたくないと思う立場ですが、しかし必要なものは必要なので、全くないということはちょっと考えられないと思います。

○鬼頭委員長 ありがとうございます。

まだご意見ありそうですが、きょうで委員会が終わりというわけではありませんので、次に行かせていただきたいと思います。

ちょっと私が気になりましたのは、設計上いろいろ問題があるからというお話がありましたが、一応今建前上というか、建前上といっちはいけないですが、基本設計が終わったことになっていて、次は実施設計という段階になっているわけですが、それをかたく考えると、基本設計の設計から余り大きくずれるということはまずいことになっちゃうんですが、多分それでは自由な議論ができない。私は、役所としても基本設計をやり直すぐらいの覚悟は持っておいていただいて、その対応はできるようにしておいていただかないと自由な議論ができないと思うんですね。それは私の希望です。

もう1つ、きょうは今までの委員会ですべての委員の間から出てきた質問とか要望、提案したものについて、主要なものを行政の方でまとめてくださいましたので、これをちょっと説明してください。

○事務局 19ページからございますが、これにつきましては、第1回から3回までの会議の中で、委員の皆様方のご質問、ご意見、ご要望等を会議録から拾い出しまして表にまとめてみたものでございます。記載している内容につきましては、いわゆる大きな問題から比較的小さな提案等にまで、こだわらず挙げてございます。1回から3回までの一定の検討材料の整理といたしまして提出をいたしましたので、特にこれに縛られるものではないと思いますが、材料としていただきたいと思っております。

それから、下の米印のメモが、大変誤った記載をしております恐縮です。実は、当初、私どもでお答えできるような内容のものは、記載したものをつくろうかと思ってここにメモを残したのですが、まだ皆さんの自由な議論の妨げになっても何かというのが内部でございまして、そういう段階ではないだろうということで記載をしております。ですから、つくろうと思っていた段階のメモが残ってしまいましたもので、誤解を招く記載をしまして申しわけございません。これは、なしということでご了解をいただきたいと存じます。

○鬼頭委員長 これをまとめていただきまして、ありがとうございました。

これは、事前に委員の方にはお送りしてあったと思いますので、前回の分までたしか入っていますから、さらにこれの上にもうちょっとうることをいいたいとか、この議論はどうかとか、まずはこのメモを題材にしてご意見を伺いたいと思います。いかがですか。

それでは、皆さんが考えておられるようなので、前回でしたか前々回でしたか、私、この専門家会議の役割についてちょっとお話をしたことがあります。それで、一番基本的な問題までに立ち戻って議論をするというか、そこを解明していくのはこの委員会ではできないというお話をしましたが、しかし、やはり傍聴者の方々からは相当根本的な問題から考え直せというご意見がありますし、前回の委員会でも、ちょっとこれは寄せ集め過ぎじゃないかというご意見を近藤さんからも小林さんからもいただきましたし、清水先生からは環境問題に関連してもう少し何とかならないかというお話がございました。

これは委員の方にお諮りするのですが、私はこの前はそんなことまでは申し上げなかったのですが、この委員会がなぜできたかという、もともと邑上市長がこのプレイスについての見直し案というものをつくられて、見直し案を出されて、それが議会で否決をされてしまったという事実を受けてこの委員会はできております。多分、車でいえばモデルチェンジを邑上市長はしたいと思ったけれども、モデルチェンジはならぬということを議会でいわれて、それならばマイナーチェンジができないかと。今ある設計でも、さらによく検討していけばより利便性の高いものができるのではないかと、あるいはもっと合理的に考えれば無駄を省くこともできるのではないかと、あるいは規模も多少は縮められるかもしれないし、ランニングコストの節約を図ることもできるかもしれない。そういうマイナーチェンジとして、もう一遍よく考えてくれないかというのが、私はこの委員会の使命だと思っています。

多分市長は相当せっぱ詰まったようなご期待を我々の委員会に持っておられるのではな

いかと思うんですね。ですから、それにはどうしてもこたえてあげなければいけない。それはぜひまとめていきたいというのが1つあります。

といっても、基本的な問題にすっかり目をつぶっていいとは私も考えてはおりません。当然、委員からいろいろなご意見が出れば、その意見は、私は報告書にはきちんと載せておきたいと思っております。ただ、その出た意見について、それをどうするかというところまで踏み込むことは、私は、残念ながらやっぱりここではすべきではないと思っております。もしそれが本当に必要であれば、これはさらに市長が決断をし、議会が承認をして、本当に基本的に考え直す委員会を立ち上げていただかないと、少なくとも今私たちに与えられている期間と使命からは、それはとてもできないことだと思うんですね。

そういうことを委員の皆さんにご了解していただいて、この先に進めていかどうかということを、まずちょっと委員の皆さんに伺いたいわけです。

○清水副委員長 私たちには、たしか市長の名前で辞令みたいなのが出ているんですよ。けれど、私は、市長さんのためにディスカッションするつもりはないです。今考えていることは、どうしたら本当にいいものができるのかということです。ですから、この委員会、今委員長が市長さんのためにとおっしゃったことについては、どうでしょうか。私は、市民のためにとか利用者のためにとということで考えたいと思いますが、いかがですか。

○鬼頭委員長 それは当然の話なんですけど、要するに市長から僕らに与えられている任務はそういうことだと。やっぱりその任務にこたえなければいけないということを申し上げたんです。もちろん僕らの視点は、より一層市民に本当に喜んでもらえる施設にすることができかどうか、そのための方策を探していくことは当然なんです。それは、ちょっと誤解していただくと困るんです。

○事務局 非常に難しい問題が出てきましたので、私の方から。

今までの基本構想の部分、それから基本計画の部分、それまでずっといろいろな意味で市民の方も参加して、市民参加の中でつくってきたという経過を踏まえて基本設計ができている。基本設計については、邑上市長自身は、もうちょっと使い勝手をよくできるのではないかとということで、議会とのいろんな関係もございましたが、そういう趣旨で専門家の方々に、やはりもう一遍基本設計も検討していただきたいということだと思うんですね。

ですから、先ほどいわれたように、市民の方から、専門家の方から見て、どういう施設がこれに適しているのかという機能、あるいは使い勝手、そういうところからご検討いただいて、それを出していただいた後、市長の考えで当然議会の方ともいろいろお話をしな

がら決定をしていくということですので、今の段階で「こう、ああ」というふうに決めていただかなくても、いろいろなご議論をいただきながら、専門家会議としてはこういうのがいいのではないかというのをお出しいただければ、それについて行政の方で判断をしていきたいと思っております。

それですから、かねがねいろいろありますが、コストの問題についても、当然我々からすればグレードが高く、費用、ランニングコストあるいはイニシャルコストが安くというのが原則ですので、そこまでいろいろお考えいただかないで、今はとりあえずいろんなことでご議論いただいて、専門家会議としてどういう考え方があるのかということをお出しいただければな、と思っております。

○鬼頭委員長 私の発言が多少誤解を招いたかもしれないのですが、この委員会はそんなに回数が持てないんですね。ですから、私が心配していますのは、実際に具体的に与えられたこれを検討してくれということには、少なくともちゃんと答えを出さなければいけない。それには、もっと具体的な話に進んでいかないと到達できないんじゃないかなと、それをいろいろ心配しているわけです。基本的な問題を封じているというつもりはもちろんございませんので、それは構わないのですが、その中で、頭の中で改良案というものをどうまとめるかということは意識として持っていたきたいという気持ちです。

そういうことを発言した以上、ちょっと皆さんのご意見を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○栗田委員 委員の意見を聞きたいということですので、発言しないといけないと思うのですが、委員長がおっしゃるようなマイナーチェンジというような路線でいくとする場合の幅ですよ。その幅もある程度あるのだろうと思って。基本というところをどう理解するのかというイメージの問題もあるし、幅の設定の仕方というようなところが問題になるのだろうというのが1つありますね。

それから、もう1つ私が気になっているのは、傍聴の方が非常に熱心においでになるし、市民の関心も高いということで、使い勝手をよくしたいということであれば、やはりこの施設を使われる住民の方なり市民の方なり、私たちも使おうと思っているのですが、そういう方たちの意見というか、この間のプロセスがあつてそれぞれ聞いてきているわけですが、またこの段階で、そういう紆余曲折があつた中でどう考えているのかということのご意見の伺い方ということなんですね。

こういうふうに傍聴の意見ということで出てくる部分は、必ずしも全体像ではないとい

うことがあると思いますので、それをきちんと受けとめる時間的な余裕があるのか。あるのであれば、何かそういう機会を設けたいな、とかですね、あるいは 12 月に特別委員会に答えなければいけないという、それが最終ゴールということなのか、少し延ばしてもいいのか。ちょっとその辺のスケジュールにもかかわってくるのですが、その辺の会議の設定の仕方でもし可能であれば、私はこの近くに勤めておりますので、ある程度都合をつけて市民の方のご意見を伺うような機会を設けてもいいと思っています。この委員会とは別途にですね。それをこちらにお示しするというようなことも、1 つ方法としてはあるのではないかと思っているんです。

専門家会議ということで出ているときのこれまでのプロセスで、何か重たいものを背負わされているという感じがありまして、自分でどのように意見をいっていいのかというのがあります。コストの問題にしても、例えばできるだけ下げたいというのは一理ありますし、逆にいいますと、境南町の方たちというか、この施設の近くにいらっしゃる方は、つくるのであればちゃんとしたものをつくってほしいと。ランニングコストとかが問題であるなら、吉祥寺図書館とか中央図書館とかを含めた全体のバランスの問題なので、ここだけコストを下げて安いものをつくらうというのは、またそれに反発する方も当然いるだろうということがありますよね。ですから、コストの問題もいろいろな考え方があるというように考えると、非常に難しい問題を背負わされているなという気がします。

○小林委員 今の委員長のお話の方に戻りますが、大きいお話と細かいお話と 2 つに分かれるというのでもないんじゃないかなという気もするんですね。やはりこれまで決まったこと、特に議会が決められたことを尊重するというのは当然の前提で、今までのことを変えずに、その精神を持ちつつも、しかしちょっとやり方を変えていくということはあると思うんですね。

その意味でいきますと、例えば前回図書のところでも申し上げましたが、図書館についていうのであれば、全体的な複合的な場でいきたいと思いますという基本概念は変えずに、ただし、例えばデジタルとか IT とか、そういったものをうまく使うことによってコストとか、ほかとの連携というのをもっとうまくやっていくということも考えられますよねと。そういうふうなところの工夫の仕方が、もうちょっとこの館というところを越えて、今おっしゃられたようによその図書館との連携とか、そういう市全体でという意味では実は大きな話になってしまうのかなと。

ですから、基本的な概念が何か、何を変えてはいけないのかというところが割とくつき

り見えていると、ここはいじらずに話をしている会なんだということが、傍聴の方にもおわかりいただけるのかなという気がします。

○鬼頭委員長 私は、機能的なものは、多分いじれないだろうと思うんですね。ただ、その機能の中身をどうしたらもっと充実できるかとか、もっと使いやすくなるか、それは十分ここでやらなければいけないのですが、今まで積み上げてきた機能のこいつは外しちゃえとか、これは多過ぎるからどうかとか、そういう話は多分できないんだと思っています。だけど、小林さんがいわれたように、図書館なら図書館について、こういうやり方も研究したらどうかという話はどんどん出していただいているんです。

ただ、多分あそこの敷地が手に入ったときに、ここに何をつくるかというところから話が始まっていて、図書館もつくりたいけどあれも欲しい、これも欲しいというのがあって、やっぱりもともと寄せ集めなんですね。寄せ集めでやっと今日まで話が来ているわけで、その寄せ集めを基本的に変えようとするのは、一応挫折をしているわけですね。だから、その基本は変えられない。ただ、その機能のあり方については十分に議論できると思いますし、マイナーチェンジの幅なんていうのは、僕は気になさる必要はないと思っています。

ですから、小林さんのご意見も、例えば図書館に問題が投げかけられるような形で、もうちょっと具体的に出していただけるといいと思うんですね。この前もちょっとそれをお願いしたんですが。

○事務局 またちょっと補足させていただきますと、邑上市長になりまして、この施設の基本構想を全部変えようという考えではなくて、今までの経過を尊重しながら、機能といいますか、そういうものについてはこの機能でいっていいんじゃないかと。ただ、その中で、もうちょっと使い勝手がいいものができるだろうという判断なんですね。ですから、ここをもともと白紙に戻して、どういうものかという話ではないと思っています。

それから、もう1つは、議会との関係でいろいろ問題になったのは、実際に大きかったのは隔地駐車の話でございまして、隔地駐車を先ほど事務局の方から申し上げましたが、隔地駐車をして規模自身を、その部分を縮小しようという考え方だったのですが、その隔地駐車の適当な位置が確定できるのかどうか、あるいはそれについての警察との合意ができるのか等々、そういうような問題があって市長案というのがノーということになっておりますので、その辺のところはご理解いただいて、限定はある程度ありますが、先ほどいいましたように、基本設計が今できた段階ですが、私どもは基本設計の修正といいますか、

そういう部分については専門家会議の方々のご意見をいただいて、もうちょっとこういう方が使い勝手がいいんだということであれば、ある程度の修正はあり得るのかなと考えております。

ですから、例えば、先ほど栗田先生がおっしゃられて、もうちょっと傍聴の方々、あるいはいろんな意見を聞いてということがありますが、例えばここにもう建物を建てないでほしいとか、そういう話には私どもの方は戻ることはないだろうと。ここには、やはりこういう知的創造拠点をつくるということは前提にして、それをどうやってつくっていくのか、あるいはどういう機能、使い勝手のいいものをつくっていくか、そういうような内容だと理解しております。

○鬼頭委員長 委員とすれば、必ず問題はできるだけ根本的なところから考え直したくなるものだと思うし、私も実はそういう気持ちがないわけではないんですが、委員長としては、この委員会としては我慢しなければいけないと思って、私は余りそういうことはいわないところもありますが、今事務局からいわれたとおりでろうと私は思っています。

今日、なぜこんなことを申し上げたかという、たくさん傍聴者の方からご意見をいただいて、委員会の中でも、これはちょっと詰め込み過ぎではないかというお話が出てきますから、詰め込みならどこかやめるかといったら、そういうわけにはいかないのではないですか。そのことは、委員会でも基本的に理解しておかないといけないのではないかと。あるいは、傍聴者の方にも、そこだけは基本的な線として理解をしていただかないと、本当にこの基本設計をよりもっといいものにするためのいろんな提案なり検討なりができなくなってしまうと、かえって僕はこの委員会としての使命を果たせなくなると思うものですから、それでこういうお話をしちゃったわけです。ちょっと話を混乱させたかもしれないのですが。

今までも具体的に、図書館が各階にずっと渡っていていいのか、もっと集約した方がいいというお話も出ていますし、あるいは青少年のところの中のあり方についても、例えばもっと体育のスペースが広い方がいいんじゃないかとか、いろいろなご意見が出ていますが、今まで言いつ放しですから、私は、そういうものをできればもっと詰めていった方がいいのではないかという気持ちなんです、いかがですか。

○清水副委員長 それでは、アイデアなんかもちょっと出してもいいですか。僕は、何事についても「こういうあり方もあるんじゃないか」、「ああいうあり方もあるんじゃないか」というふうに考えるようにしています。例えば子どもたちが集まって、いろんなことをや

っているときのことを考えると、気晴らしが必要ですよね。それで、計画案にも遊びの場所がつけられているわけでしょう。でも、あれは、地下になくてもいいんじゃないか、と考える。あそこは何平米でしたか、意外に狭い空間だったように思います。あれを地下に持っていかないで、公園に隣接するようなところに持っていくと、外側と一体化して使えるし、子どもの気分転換にもその方がいいんじゃないかという気がしたりもする。もっとも子どもたちが地下でいろんな音を出してガンガンやっている近くに、気晴らしの場があった方がいいのかもしれない。その辺どうですか、ご専門の先生のご意見としては。

○新谷委員 どういうお答え方をすればいいか。

事務局の方とかに特にお渡しはしなかったのですが、今までいってきたことの具体的な提案のまとめみたいなペーパーを個人的には用意していて、全体のバランスを考えてどうするかということではできると思うのですが、基本的に今まで申し上げてきたように、私の考えでは状況的利用というのがベースにあります。それがスタートになって、知的な部分、文化的な部分につながっていくプロセスみたいなのが想定できるのではないかということで、外にも、隣接の部分に関してもその提案をしたいのですが、中の専門図書がある部分、スタジオがある部分のすぐそばに状況的利用ができる空間があって、そこで結びついていくということにも意義を感じています。

ただ、全体のバランスからすると、プレイスペースは今の計画の倍ぐらいにしていっていいか、その分スタジオを減らしてそうできないかという提案をしたいのですが、それはバランスの上ですので、やっぱりスタジオは必要だということであれば、そうしないで公園の側に少し充実させて利用できるような空間をつくるということもあるかなと思います。

○清水副委員長 自分も昔ヒッピー、髪を長くしていろんなところでゴロゴロしていましたから、地下でそういういい加減なスペースがあるのもいいかなとも思うのですが、一方では気晴らしというのを、せつかく公園があるから、それが見えるところに出てやるということもあり得るので、中途半端なスペースを上を持って行き、外をうまく使う解決方法もあるかなと単に思っただけです。

○鬼頭委員長 ありがとうございます。

そういう話を実はどんどんしたいなと思っているのですが、多分そういうお話というのは、スケッチの形で設計者の方にかいていただけないかな。そうしないとなかなか話が具体的に進まない。問題は、ハードの問題とソフトの問題と両方あって、ソフトでなければ解決できない問題もいっぱいあるわけですが、ハードの問題というのは図面にし

てみないと、例えば清水先生のお話のとおりにやるとどうなるのか、それは建物として成り立つのか成り立たないのかとか。余り安直に図面をかいでもらうというのは、僕は自分も設計者ですから余り賛成ではないんですが、何となくそういうスタディも一方ではできるんじゃないかなと思うんですね。

○近藤委員 この間詰め込み過ぎといったのは、目的が詰め込み過ぎというものもあるのですが、もう一回この図面を見ますと、ここは何をする部屋、ここは何をする部屋というのが決まり過ぎていて、例えば3階でいうと、これは見た目だけでもう少しその上の方にかかわるのかもしれませんが、スタディルームがあって新聞コーナーがあるわけですね。なぜスタディルームで新聞を読んではいけないのか。何でここは新聞を読むコーナー、ここはスタディコーナーと分けて設計する必要があるのかなという気がします。

それから、運営上の問題なのか構造的な問題なのかわかりませんが、例えばB2でいうと、清水先生がおっしゃったようにこの狭さでプレイスペースと決めて、遊ぶんだったらここだよということでもいいのか。多目的スタジオで遊んだっていいし。それから音楽スタジオというのが4つに区切られていて、例えばものすごい集中して予約をとるのが大変だというぐらいのうれしい悲鳴ならいいのですが、作ったけれども全然予約がない、だれも申し込みがなかったといったときに、どうするんですかという話がありますよね。

ですから、ここは何をするスペース、ここは何をするという、そういうのは、余りにも細かく目的を絞り込み過ぎて、逆にいえば詰め込み過ぎている。何をするにも中途半端な大きさになりかねないかなというのが、これは運営上の問題なのか設計上の問題なのかわかりませんが、その辺がもう少しフレキシブルになってもいいのかなと思います。

それから、とにかく本場所はもう少し小詰めてほしいというのと、吹き抜けというのが、見た目はすてきかもしれませんが実際の使い勝手、利用者からいうとどうなのかなというのが、ちょっと私にはわかりません。疑問はあります。

○鬼頭委員長 吹き抜けというのには、それなりの効果がありますよね。ほかの階が見えますから、向こう側に何があるか、何をしているのかというのが見えるというのは、悪いことではないと思うんです。どこにどういう吹き抜けをつくるかというのは、これは設計者の問題ですがね。

○近藤委員 でも、初めて来てワッという人がどれだけいるのかというよりは、この建物は絶えず繰り返し繰り返しリピーターが多いわけですね。そうすると、どこに何があるかがすぐわかるというのは、この施設としては吹き抜けの目的ではないのかなという気がす

るんです。ちょっとその辺は教えてください。

○清水副委員長 吹き抜けは、委員長がおっしゃるように利便性だけではなくて、やっぱりここに来たらここなりのユニークな空間の中で本を読んだり、いろんなことをしたいなと、それはとても大事なことから、吹き抜けがいけないとは思わないです。

もう1つは、いろんなところを歩いて行って、物を見て、自分で記憶して、ここにこういうものがあるなということがわかりますよね。そういうときに、非常に画一的な、部屋番号でしかわからないような同じ空間がずっと並んでいるようなところだと印象に残らない。ところがその空間が独特のそれなりの地理性というものを持っていたときに、自分の記憶の中にそういうものがすり込まれて、自分なりに道をたどっていくということが起きます。だから、そういう楽しみもあるかもしれませんよね。

○近藤委員 よくわかりました。というか、印象としてわかりました。

もう1つは、そういう楽しさ、ここに訪れることの楽しさとか、ここで何かをすることの楽しさというのはとても重要だと思いますし、やはり武蔵野市が20年、30年先に誇れるような建物をつくるということも重要だと思うんですね。

逆にいえば、ああいえばこういうという立場からいうと、じゃ、使い勝手はどうなんだと。見た目の美しさと使い勝手とどっちが重要なんだというようなこととか、それからコストの問題とかを考えたときに、果たして10年後に吹き抜けをやめておけばよかったかなというような議論とどっちかなというのが、もう少しそれこそ使う方の立場に立って、意見を聞いてみたいなという気がします。

私が古いのか、例えば建物だけではなくても、楽しいということと使いやすい、それからフレキシブルである、それからコストの問題を考えたときに、公共施設としてどっちをとるのかなというのは、もう少しそれこそ建築の方の専門家のご意見を聞いてみたいところです。どっちがいいと思うかで、私がどちらに手を上げるかというときに、もう少し幅広いご意見をお聞きしてみたいと思います。

○鬼頭委員長 吹き抜けがいいか悪いかというのは、一般論では議論できないんですよ。とてもいい吹き抜けもあるし、何でここが吹き抜けなんだというのものもあるわけですから、それはなかなか一概には論じられないと思うんです。

よろしいですか、僕は僕なりにちょっと案があって、僕は新聞・雑誌を1階に持っていた方がいいんじゃないかなという気分はしているんです。前の考え方は、新聞・雑誌というのはすごく需要が多いので、それを一番上に持っていくと、みんながそこに行って、

おりながら全館を見てくれるのではないかというような気分があったと思うのですが、それはちょっと逆じゃないか。私は、やっぱり1階が賑わっていて、1階に一番見たいものがパッとあってという方が当然じゃないかなという気がしているんですね。今の案だと、1階は割合に悠々としていますし、僕は1階に雑誌を持ってきてくれないかなと。そうすると地下1階と1階と2階で、大体図書館は集約されますから。

それと、もう1つは、3階から雑誌が下に行くとする、いわゆるフォーラムという空間、会議室とか今は閲覧室もありますが、あの階を全部3階にまとめてしまう。4階にあるフォーラムを3階におろして、4階は市民団体のスペースにしたらどうかと。これは少し乱暴かもしれないのですが。市民団体、市民団体といっていますが、NPOなんかはそれなりにわかりますが、市民団体というのはそれだけではなくて、例えば趣味の団体とかスポーツの団体とかいろいろありますね。今そういうものも全部包含して考えていらっしゃるのでしょうか。そうですか。

そうすると、もしそういう団体がこの中に場所をもらうとすると、こういう公共の場所の中に場所をもらえる以上は、逆に市民サービスをすべきだと思うんですね。少なくとも例えば武蔵野市の中のいろんな市民活動の情報や資料は、そこに行ったら全部わかる。何もそこにポストを持っている人だけのことでなくて、武蔵野市全体のそういう動きが、そこに行ったらみんなわかるとか、電話でそこに問い合わせれば全部わかる。逆にそういうような市民サービスを考えないと、何であの人たちだけここにいるんだという話になるんじゃないかと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○栗田委員 傍聴者の意見の中で、やはり2～3そういうご意見もございましたが、もちろん公共的なスペースということで、不特定多数の市民の方の利用ということにオープンな形の運営というのが基本前提になるのですが、同時に市民活動団体とか今おっしゃったような趣味とか生涯学習とかスポーツとか、いろんな自発的な団体さんがたくさんございますよね。そういう部分で住民としての生活の質を上げていくというところに貢献するといえますか、そういう方の拠点という形で、場所に対するニーズというのもNPOだけでなくであると思いますので、そういうところに場所を提供するというところで、全体としての市民の方の生活の活性化につながるというようなことができれば非常に結構だと思っています。

今委員長がおっしゃったので、関連して私も申しますと、1階で一番気になっているのはギャラリーなんですね。これは、実際に運営を始めると頭を悩ませるのではないかと

うか、知のギャラリーというのが、武蔵野に在住の方の本を並べるとか何とかというんですが、余りパツとしないというか、ここのスペース、入って一番すぐのところが開散としているような雰囲気、イメージを持ちちゃうんですね。ですから、ここを一案としては、今委員長がおっしゃったような新聞・雑誌スペースを置くというようなこともあるでしょうし、ここの一番のメインスペースというところの価値をもっと利用したいなというのがある。それをギャラリーという形で置くことが、私のイメージとして、その使い方が果たして当初のプランで考えられているような夢のある使い方ができるのだろうか。ここの運営の仕方は、非常に苦勞されるのではないかと思うんです。

○清水副委員長 それについてちょっといわせていただきますと、そういう心配もあるかもしれませんが、先生がNPOとかいろいろな市民の活動に目を向けようじゃないかとおっしゃっている、そういう期待感を私はここに反映させるべきだと思うんです。

つまり、そういうところにどんな企画があるのかということが重要なんですよね。ですから、今までどおり図書館の職員の方がいろいろ考えるというのは大変なことだと思います。それはいいのも出てくるかもしれないけれど、そうじゃなくて、さまざまな活動をやっている人たちがここに来るわけでしょう。あるいはその人だけじゃなくてもいいけれども、こういう場でどんなような企画が立てられれば、どんなものがそこに並べられれば、そこは知の何とかになるのかなとか、魅力的になるのかなとか、ここは武蔵野市の市民が知恵を絞り合ってやればいいんですよね。そのそばに、僕は委員長がおっしゃるように新聞やなんかがあったって、それは構わないと思うんですね。

いずれにしても、これは、なかなか今までにないような空間だし、目的のものだし、運営の仕方が求められていると思うんです。だから、難しいというようなことで今の段階で切ってしまうというのは、ちょっともったいないなという気がするんです。だって、せっかくそういう市民の方々に期待しようとおっしゃっているんだから、と僕は思ったりもしますが。

○鬼頭委員長 小林さん、前に、知のギャラリーに関してご発言がありましたよね。何かご発言ありますか。

○小林委員 やはり実際に運営していくのは非常に難しいです。何をというところから、だれがどう責任を持ち、特にこういう公共に益するものになるという判断もしつつというところを、いろいろな利害関係のある人たちの中でつくっていくのは非常に難しいですね。本当に運営の力が問われるところなんです。

ただこれも、やっぱりやってみないとわからないところが非常に大きいと思うんです。図書館のギャラリーでというと、今までですと限られてきて、我こそ文化人みたいに思っていないとちょっといい出しにくいところも、NPOとまでいかなくても、普通にまちで生活している人たちが、いろんなことができる場なのかなという新しい発想が出てきて、ワイワイとやれるということになればいいかなと思います。

あと1つ、さっきちらっと思ったのは、マガジンラウンジが4階にある理由というのが、デパートの屋上効果みたいな噴水効果を考えたというのは、ちょっと何かせこいなみたいに思ってしまったんですね。何となく人気があるのを上に持ってきて、それでいっぱい来ればいいだろうというのは発想が安易で、逆に、私がこの設計を拝見したときには、マガジンを屋上庭園とかそういうきれいなところで見れてゆったりしていいいな、だからみんな来ちゃうのかなという感じがしたんですね。だから、人気があるからじゃなくて、魅力があるからどこもかしこも人が回ってくるようなというのが考えられるといいなという気がしました。

○鬼頭委員長 私はそれに賛成なんですけど、何かそういうものをあちこちに置かないと人が行かないというのはちょっと逆で、例えば市民活動をやっているグループがあって、そうしたらその魅力で人が行くのでなければ。そこをほっといたら人が行かないだろうから、そこに雑誌を置いたら人が行くだろうというのは逆だと思うんですね。

この前、小林さんから、青少年にもっと特化したらどうかというようなお話がありましたが、その辺は何か具体的なお考えはありますか。

○小林委員 青少年に特化したらというのは、つまり例えばという1つの例で、知のギャラリーも含めてですが、知の交差点、何か新しいものをつくるには、やっぱり異質なものがぶつかなければいけないですよ。だから、こういうところでいろいろなものをまぜていますよね。それは大前提なんですね。その大前提の中で、例えば今年は青少年に特化する、来年は何に特化するか、何か方向性があるでもいいんじゃないかということをお願いしたんです。

例えば全館通して上から下まで青少年のことを、スタジオでもフォーラムでもNPO関係でもライブラリーでも何とかでもやるという方向、例えば時限を切ってやるか、そういう方向性を見せた方が、ここの本来の一番やりたいことであるいろいろな人たちが集まる、いろんな年代の人たちがみんな市民で集まってくるということがわかるんじゃないかということをお願いしたかったんです。

○鬼頭委員長 そうすると、やっぱり基本的にはソフトの問題、人の問題ですね。

○小林委員 やはり戻るんですけれど、ですから、運営は実際に使う方が、毎日やってくる人もいれば、年に一遍の人もいて、そういう人たちが、先ほどのNPOの話じゃないですが、既得権益みたいにならないところで一番いいやり方をしていけるようになると、それこそ先ほどおっしゃった館長とか、何かそういうやっていく全体のコミッティーみたいなどころというのが非常に大きな役割を持つ。利用者の人と、実際に運営する市の人たちと、それと先ほどの既存の図書館とか既存の青少年施設とか、そういうところとの連携というのをうまくとっていけるようにするにはどうしたらいいかということを見ると、やっぱり今までやってこられた方々の出先機関みたいなどころが非常に大きくなると思うんです。出先委員会コミッティーみたいなどころがまずあって、その下に指定管理者というのがあるとか、それが教育委員会のお力なんだと思うんですが、その辺の具体例を出していった方が多分いいんじゃないかなという気がします。

○清水副委員長 いいですね。それについて、じゃまた極端なアイデアを。

指定管理者というものが決まらないとできないことかもしれないですが、そういうのをちょっとわきに置いてしまって、館長を公募する。

館長を公募するんですが、その人はどういう考えでここに提示されているものを運営しようと考えているのかをプレゼンテーションする。それをどういうふうに評価するんでしょうかね、いろんな人が集まって評価するというような決め方もあるし。コミッティーも募集してしまう、これもプレゼンテーションをしていただいて。館長さんが決まったら、その館長さんの考え方をみんながいいといったわけだから、それに基づいて、コミッティーも教育委員会という枠組みと関係なく考えたっていいんじゃないかと。教育委員会も入ってもいいんですけれど。

極端な話なんですけど、武蔵野市なんだから、そんな新しいことを試みてもいいんじゃないかなという気もします。これもまた勝手なことですが。

○鬼頭委員長 今のお話は、さっきの指定管理者制度を考えると、一緒に考えていける話じゃないでしょうか。

○事務局 指定管理者制度上のお話をいたしますと、従来からお話をしてきたとおり、いわゆる団体といいますか法人といいますか、これが大前提の話でございますので、現行の制度ではなかなか難しいということがございます。

ただし、実は、うそを申し上げてもしょうがないんですが、私ども武蔵野市は吉祥寺シ

アターという劇場をつくるときに、まだそのころは指定管理者制度が始まるという最初の段階でして、実は前市長が開館の1年前ぐらいですか、そのときはかなり強引という言い方はちょっとどうかわかりませんが、市長の一声で公募をなさいと。約1年ぐらい前に、まだ条例を出すちょっと前ぐらいにやりました。実際には、私ども、一応文化事業団というのを指定しておりましたので、その方を後日、先行採用して、私どもが形的には採用したような形なんですけど、実は文化事業団が採用して、文化事業団の職員として私どもと席を同じゅうしたという事例がございます。

ただ、制度的には、これは非常に難しいといえますか、誤解を恐れずに申し上げれば脱法といえますか、違法とまではいいませんが、非常にニュアンスが難しいのですが、ギリギリのところということがございます。手法的には、決断1つということもないことはないのですが、私ども事務の段階では、制度論からいきますとなかなか難しいというのが現実的でございます。ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが。

○清水副委員長 難しいのはわかりました。でも、そういう可能性もあるんですね。

○近藤委員 小林さんや清水先生から出たお話にとっても賛意を示したいのですが、要はこの武蔵野プレイスの一番の魅力は、多分ソフトだと思うんです。10年後に評価されるときに。そのソフトがうまく回る、いろんなアイデアが生かせる、今この世代ではなくて、もしかしたらもっと若い世代が運営するかもしれない、とんでもない人が館長になって運営するかもしれない、そういうことができるような形の設計にしてほしいなというのが希望なんです。

そういう意味で、余り細かくここはNPOのスペース、ここは音楽スタジオ、ここはフリーに遊びましようというふうに部屋に名前をつけなくてほしいと思う。そういうのが設計で可能であれば。あそこは行っておもしろいというのは、やっぱりソフトだと思うんです。本がたくさんあるからでもない、音楽スペースがあるから楽しいわけでもない。音楽ができることが楽しみであって、音楽スタジオがあることが魅力ではないと思うんです。ですから、その辺をうまく何とか設計していただけないでしょうかと思います。

それから、すごく瑣末なことで、これは最後の最後の設計上の線を引くときの話だと思うんですが、吹き抜けをすとした場合は、必ず足元が隠れるようにしてください。ミニスカートの女性が……。これは本当に重要な問題なんです。

実は、私どもの会社も、真ん中に吹き抜け階段がありまして、エレベーターに乗らずに駆け上がって宣伝部から事業部に行くという階段があるのですが、きれいなんですけど、

見ようと思えば足が全部丸見えなんです。座っている席からは階段はかなり離れているのですが、フロアの真ん中に階段があるんですね。

ちょっと目をそらすシーンが不必要に出ないようにというのは、最後の設計図の線引きのところをお願いします。もし吹き抜けをつくるのであれば、見た目ではなくて安全性のために必ずそれはお願いしたいと思います。

○清水副委員長 近藤委員のご提案は大事なことです、その前におっしゃったことで空間に名前をつけないでほしいという、大枠はそうでしょうね。その方がいいだろうと思うけれど、しかしやっぱりつけなければならない、あるいはその空間にそういうものが必要だというのがあります。

例えば音楽といっても、ガンガンガンガンやるのもあるんですね。そうすると、つい立てで仕切っているようなところでは、それはもう迷惑ですよ。例えばこの隣にスイングホールがありますが、あそこはあそこで音楽的ないろいろな設備があるのですから、それをプレイスの方に持ってくる意味はないですね、ここにそういうものがあるから。だから、そのように、ある種機能が説明できるような空間というのも必要な部分はありますよね。

ただし、そういうものはそういうもので大事なんだけど、それ以外のところにもう少しフレキシビリティを持つべきだとおっしゃるのだと拝察します。それならわかります。

○鬼頭委員長 ちょっと新谷先生に質問があるのですが、地下2階の青少年の場所が、ここにばかりにたむろするのではなくて、そこに来た人たちが図書館の方にも行くし、あっちにも行く、全館をもっと使うようにする仕掛けというのは何かありますか。僕は、余りアナグマになっちゃうのはよくないと思うんですが。

○新谷委員 本当にそうなるかどうかということまでわからないんですが、基本的に若い人は場所がないので、とにかく場所を探すんです。この地下2階に、居易すそうだなというところをつくるのがまず大事だと思うんですが、それ以外に、この中の職員の目がそんなに厳しくなければ、中をそれなりに移動して、一番上の4階のところ以外につながって出られるようなところがあると思います、そういうところにおいてよさそうなら、そこにいます。多分居心地のいい場所を探しながらちょっと動いて、たまったりするということがあると思うんですね。1つの拠点をつくったからといって、ほかの居易すさとのバランスだと思うんですが、そこだけにいるということには多分ならないで済むのではないかと思っています。

○清水副委員長 それでは、それにつけ加えて、こういうのはどうですか。

居場所というところに来る子どもたちが、自分で何かできるように。例えばさっきおっしゃったように、この部屋はこうだと決めて、それ以外はもういじれないのではなくて、そこはいじっていいよと。ただし、防火上の問題とかいろいろありますので、制限はあるのでしょうか。空間の使い方を自分たちが創造していく、つくり上げていくことを許してあげるなんていうことになると、居心地よさそうじゃないかなと思うんですけど。

○新谷委員　どんなイメージかちょっとまだわからないんですけど。

○清水副委員長　つまり、遊び場だよといって四角い空間を与えても、全然それは魅力ではないんじゃないか。そこにスペースがあります。「そこを君らどういうふうにする？」というような問いかけがあって、それに対して自分たちでいろいろやってみることができれば魅力ですよ。だけど、いまの考えは、これは遊び場だよと何平米かの四角い空間を与えているだけじゃないかと、そんなところをチラッと感じるんですけどね。

○新谷委員　ちょっとわからないんですが、それは両面だと思うんですね。先ほど近藤さんがおっしゃったことも、そうだなと思いつつ、そうなると思うと難しいなというのと両方感じました。ある部分、ここはスタジオ、ここはプレイルームだと決められていることが、最低限の保証になるのと、ある種の干渉から守る機能もあると思うんですね。創造的に何でもしていいよというのが好きな子どもや若い人もいるんですが、それはある種のどこかからの干渉を感じさせるので、機能としてはカッチリ決まっている方が安心できる部分が残ってしまうと思うんですね。そこがちょっとまだはっきりとはわからないんですが。

○鬼頭委員長　そろそろ8時半になるのですが、きょうは私が、不適切な発言だとは思いませんがちょっと唐突にああいう話をして、皆さんに何か口を半分閉ざさせてしまったとすると、これは謝らなければいけないのですが、僕の本心は、今出てきたような話をもっとどんどんして、実は役所の方から、12月の中旬ぐらいまでに一応中間報告が欲しいといわれているんですね。間に合えば間に合わせてあげたいと思うのですが、もし中間報告みたいな形で粗っぽくでもまとめられれば、それは全部市民の方にチェックしていただけるわけですし、先ほど市民との集会在持てないかというお話がありましたが、そういうものを種にして、あるいはできるのではないかなと。最終的には3月といわれているわけですが、中間の報告を12月半ばぐらいにといわれていますから、次回もきょうと同じようなフリーディスカッションで、思いついたことをどんどんいっていただいて、ちゃんとまとまるかどうかはちょっと別として。それと同時に、きょう出てきたようなお話だけでも、例えば設計者の方は、何かこの次までに粗っぽいスケッチなんていうのはかけますか。ち

よっと乱暴な話で済みませんが。

○事務局 済みません、今回は 11 月 1 日なものですから、それまでにはちょっと難しいかなと。

きょう、私どもの方で非常に申しわけないなと思っているのは、私どもの方がこういう趣旨だということをはっきり伝達ができなくて、委員の先生方に、要するに自分が決めていかなければいけないというようなお話で、非常に過大なプレッシャーをかけたのかなと  
思っております、それは申しわけないと思っております。

先ほど申しあげましたように、専門家会議の方でご意見が出て、方向性が出たら、当然専門家会議ですべて決めていただくということではなくて、それは試案にするときに当然市長案ということで議会の方々にもお示しして、決めていくということですので、そんなにもものすごく過大に自分たちのこの委員会で決めたものが、即というような、そういうプレッシャーではなくて、もっと自由に、先ほど申しあげましたように使い勝手とか、そういったものはこういう方がいいんじゃないかということをお願いして、それをある程度川原田さんの方で絵にさせていただいて、それをまたご論議いただきたいと思っております。

その辺については、非常に過大なプレッシャーを与えてしまったのかなということで、事務局としては申しわけなかったと思っております。

ただ、川原田さんが今おっしゃいましたように、次は 11 月 1 日ですから、ちょっとそれは難しいかなと思っております。

○鬼頭委員長 その次は、いつでしたか。

○事務局 次は、11 月 29 日で、約 1 カ月ほどあいてしまいます。ちょっとそのことに関しまして、本当は最後にご相談いたそうと思ったのですが、今ずっと一連のお話がありましたように、このお話の進捗状況にもよるわけでございます。

以前にご相談をしたわけでございますが、11 月が今申しあげましたように 1 カ月ほどあいてしまう。以前、11 月半ばぐらいの皆様のご日程をご確認したところ、ほぼ難しいということで私共も断念をしたわけでございますが、私ども事務局といたしましては、限りある日程の中で、できるだけ議論を尽くしたいという思いもございまして、もちろん検討状況がスムーズに進めば結果的にいいわけでございますが、もしできれば、一応保険を掛けておくという意味でも、1 回程度開催できる日、つまり例えば夕刻の時間帯に限らず、極端な話を申しあげれば、これはいろいろご迷惑あるいは場合によってはお忙しいことではございますが、休日もございまして、もしそういう時間帯あるいは日にちでも皆様のご都合が

つく日がちょうどいできれば。できればなんです。

これは、また委員長ともご相談いたしまして、メール等でご相談をさせていただきたいと存じますが、もしそういうことが可能であれば、ぜひ保険を掛ける意味でも、ちょっとご協力をいただければなど私どもでは考えておる次第でございます。

○新谷委員 済みません、前回たしか日程調整で11月13日でしたか、だめなのは私だけだったような気がしますが。

○鬼頭委員長 12月13日です。

○事務局 12月13日につきましては、それ以前、皆さん大丈夫だということでオーケーをいただいておりますね。

〔日程調整〕

○鬼頭委員長 委員の皆さん、11月13日はオーケーですか。それでは、11月13日。

○事務局 今会場を確認いたします。もしここがとれれば。

○鬼頭委員長 会場は適当にしてください。時間は同じで6時半ですね。

それでは、きょうはこの辺にして、次回に引き続きやりたいと思います。

傍聴していらっしゃる方々も、いつもいろいろなご意見をいただいて本当に感謝していますが、今日は委員長はとんでもないことをいうやつだという意見でも結構ですので、あんなやつを委員長にしておいてはだめだという意見があるいはおありかとも思いますが、遠慮なくどんどんご意見をお寄せいただきたいと思います。不適當であれば、私を首にしてもいいんですけども、私もできるだけ正直にお話をしておりますので、皆さんも正直にご意見をいただきたいと思います。

そのために、今日はちょっと進行がガタガタしたことは申しわけありませんでした。

それでは、そういうことできょうの会合は終わります。

事務局の方は。

○事務局 申しわけございません。11月13日でございますが、実はここの施設が休館日でございます関係で、またお知らせをいたしますが、どちらか別の施設をとってご連絡をいたしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

それから、さっき私、清水副委員長の方からの公募のお話で、何年か前の話でしたのでちょっと正確な話ができなくて恐縮だったのですが、実は当時公募いたしましたのは、指定管理者の候補者たる文化事業団が、指定管理者になりたいために職員を先行採用したという位置づけなんです。もちろん私どもの財政援助団体ですので、私どもがこうしたらど

うかというアドバイスをしているわけですが。それで事実上そこを指名したわけですね。しかもそれも1年以上前の話でしたので、普通だとそういう民間会社でそこまでやるかという話がございます。とれなかったらその分は全部ペアになりますから。そういう話でございましたので、ちょっと脱法に近いという話も申しましたが、脱法ではございません。申しわけございません。

ただ、1つ可能性があるとするれば、私ども、指定管理者というのは議案として出すという話をいたしました。市議会に諮ります、どこどこの団体に任せるんだと。それで議会でご議決をいただくわけですが、当然その場合、来月から任せるという話ではございませんで、通常は準備行為を含めて開館の数カ月前、たしかシアターでも半年かもうちょっと前ぐらいに議案を出しまして、準備行為を含めてすぐに指定をしたわけでございますので、必ずしも明日から館長がどうこうという話ではなくて、そのくらいのスパンでしたら制度上も可能性はございます。

私の言葉が足りなくて申しわけございませんでした。

以上でございます。

○鬼頭委員長 ほかに委員からございませんね。

では、きょうはこれで閉会にいたします。どうもありがとうございました。

(了)



武蔵野プレイス（仮称）

専門家会議資料

2006.10.18 vol.1

## 武蔵野プレイス（仮称）専門家会議

### 会議次第

日 時 平成 18 年 10 月 18 日（水）午後 6 時 30 分～

場 所 スイグビル 10 階 スカイルーム

#### 1. 議 事

（1）管理運営について

（2）駐車場の出入口の位置について

（3）4 つの機能についての調査及び検討

（武蔵野プレイス（仮称）専門家会議での委員からの  
質問・要望・提案等について）

#### 2. その他

## 資料目次

- (1) 管理運営について (P3~P13)
- (2) 駐車場の出入口の位置について (P14~P18)
- (3) 武蔵野プレイス（仮称）専門家会議での委員からの  
質問・要望・提案等について (P19~P22)

**○新公共施設基本計画策定委員会報告書での管理運営  
(H13.3~15.2)**

## 1. 管理運営の考え方

市民に末永く愛され、利用される公共施設とするためには、よく考えられた建物・設備（ハード）とともに施設のコンセプトを実現するための適切な管理運営（ソフト）が重要である。特に、本施設は多機能な複合施設であるので、公共施設によく見られる個別の施設ごとの管理運営では、縦割りの弊害により市民ニーズに的確に 대응することができないばかりか、時代の変化に柔軟に対応できないことになる。

そこで、本施設では、図書館機能、青少年センター機能、市民活動センター機能などの利用と管理運営を想定したうえで、個別の管理ではなく施設全体の一体的・有機的な管理運営を目指す。これは、利用者が自由にそれぞれの施設を活用し、管理運営側がその活動を総合的にサポートすることで、知的創造拠点としての様々な機能を発揮することを意図したものである。

個々の施設は、すでに多くの地方自治体において管理運営の実績があるもだが、一体的な管理においては、新たな管理運営や事業展開の手法が必要となることも考えられる。知的活動の機会と場を求める21世紀に活動する市民のニーズに応えていくためには、以下に掲げる考え方にに基づき、一体的な管理運営に取り組むべきである。

- ◇複数の機能が集まる利点を最大限活かす管理運営とする。
- ◇市民生活にあわせた利用時間の設定、魅力ある活動の場やサービスの提供を行う。
- ◇施設の運営や利用について、市民が主体的にかかわることのできる環境を整える。
- ◇ランニングコストが過度の財政負担を強いることとならないよう、効率的な管理運営とする。

## 2. 管理運営の留意事項

## (1) 個別の施設を一体的に管理運営するシステム

本施設の各機能を有機的に連携させ、多機能な複合施設であることの利点を活かすためには、一体的な管理運営体制とすべきである。1つの運営主体が図書館機能も含めて、施設全体を管理することが望まれる。

また、そのためには、行政組織が持つ縦割りの体質やフットワークの重さを排除し、柔軟なサービスの提供や施設としての自立性を確保できるような管理運営主体とする。また、個別施設に対する利用者の意見と施設全体に対する意見をバランスよく取り入れるシステムを検討し、より多くの利用者の意見が反映される、開かれた管理運営を目指すものとする。

## (2) サービスの拡充と適正な利用者負担

### ① ニーズへの的確な対応

施設利用の現状把握や潜在的なニーズの把握に努め、市民や市外からの利用者のニーズに対応した事業プログラムを開発していく体制の整備を図る。

### ② 開館日数、開館時間の拡充

NPOとの共同運営、インターンシップ制の導入や民間事業者の協力など、多様な手法による運営を導入し、効率性と柔軟性を確保することによって開館日数と時間の拡大を図る。

### ③ 施設利用の有料化

会議室、学習室、スタジオ、ワークルーム、プレイスペースなどの施設は、図書館法の枠外に位置づけ、施設利用にあたっては、原則として利用者に負担を求めるものとする。なお、利用料金の設定にあたっては市民の優遇措置を検討する。

## (3) 青少年（中高生）利用者に対する工夫

青少年にとって、日常的・継続的に利用できる知的な活動拠点は意外に少ない。そこで、本施設では、彼らが楽しさや喜びを見出すことができるような知的環境（ハード）を作り出すとともに、管理運営面（ソフト）においても、青少年が「繰り返し訪れたくなるような」「利用しやすいと感じるような」環境を整える。

例えば、保護者同伴を義務付けない利用条件、利用料金や事前予約の面での優遇措置のほか、未成年者に対する工夫を行うことにより、青少年が自立した積極的な施設利用者となることを促すものとする。

## (4) 市民活動への場の提供について

市民の自発的な活動を生み出しやすくするとともに、活動している団体間の交流を促すことができるよう、ボランティアグループやNPOなどの利用団体にとって使いやすい拠点となるための管理運営方法を検討する。

ただし、特定の団体に長期にわたる貸し出しは行わないものとする。

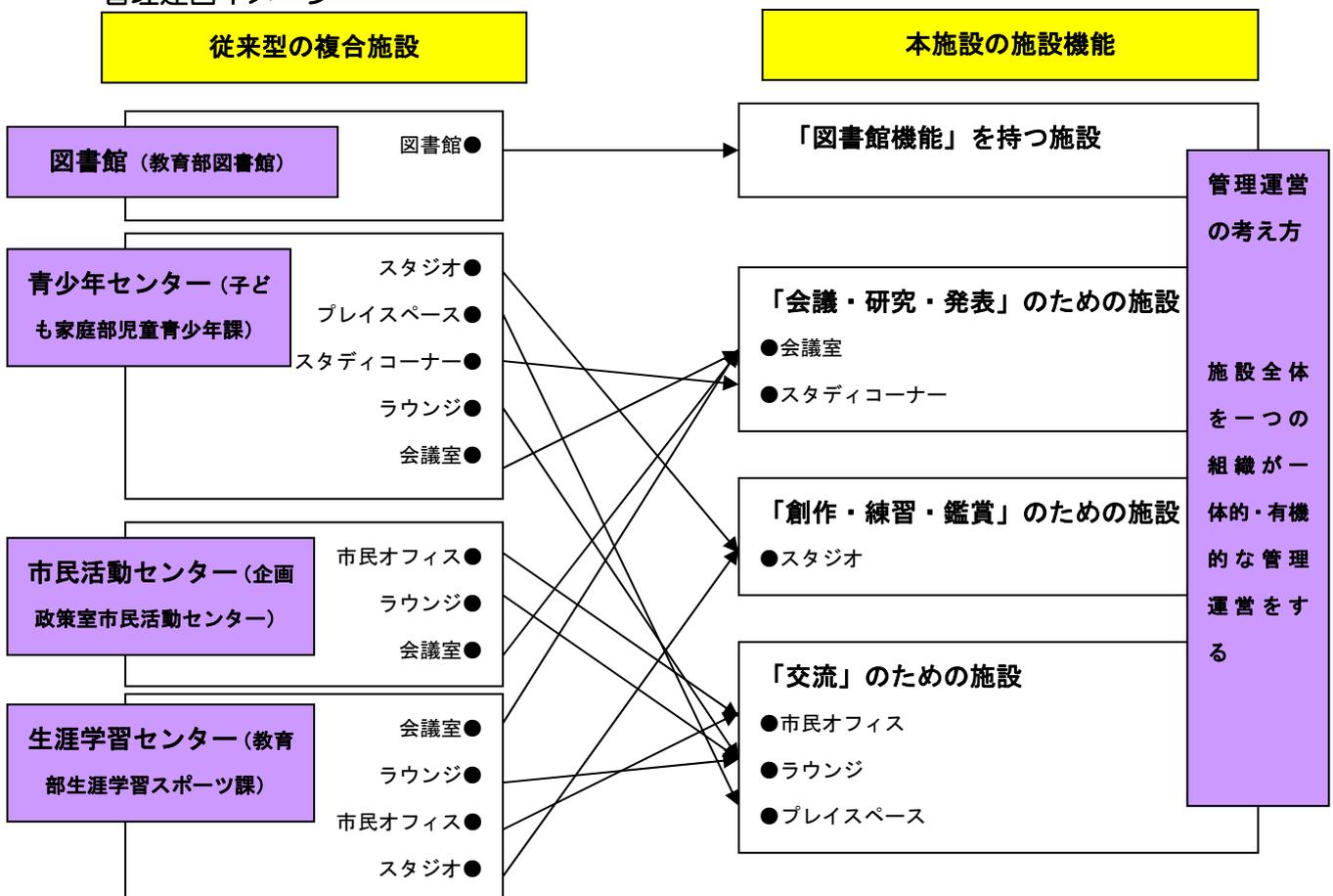
## ○農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会報告書での管理運営 (H16. 5～17. 3)

### 1. 管理運営の考え方

本施設は従来の概念による区分けによれば、図書館、青少年センター、市民活動センター、生涯学習センターの4つの施設機能を併せ持つ多機能な複合施設である。公共施設における従来型の複合施設では、それぞれの施設が組織ごとに個別で管理運営を行っているのが一般的であるが、こうした方式は、いわゆる縦割りの弊害により市民ニーズに的確に応えることができないばかりか、時代の変化に柔軟に対応できない点がしばしば指摘されてきた。

本施設は、下図のとおり、図書館、青少年センター、市民活動センター、生涯学習センターのそれぞれの施設機能が、「図書館機能」を持つ施設、「会議・研究・発表」のための施設、「創作・練習・鑑賞」のための施設、「交流」のための施設の4つの施設機能にまとめられ、それらが相互に有機的に結び付いて機能する。そのためには個々別々に管理するのではなく、施設全体をひとつの組織としてとらえ、一体的・有機的に管理運営することを基本とする。

#### 管理運営イメージ



## 2. 管理運営方針

管理運営の考え方を踏まえ、本施設の管理運営を以下のとおりとする。

### (1) 管理運営団体

本施設は、青少年健全育成、市民活動支援機能も含む「文化・教育施設」であり、その設置・管理の所管は、従来図書館、生涯学習、芸術文化の振興行政を担当してきた教育委員会が望ましい。しかし、効率的、効果的な市政運営を図る観点からは直営ではなく、指定管理者制度を活用する。

また、複数の機能が集まる利点を最大限に活かすためには、施設の一体的な管理運営が不可欠であり、さらに市民生活に合わせた利用時間の設定、魅力ある活動の場やサービスの提供など、フレキシブルな対応を図る点からも外部団体などによる管理運営が効率的である。ただし、単にコスト削減を目的に企業などの民間事業者に委任するのは好ましくないのであって、市の文化・教育政策への深い理解とともに、事業の継続性、教育委員会との連携が不可欠である。そのため、教育委員会所管の財政援助出資団体である「財団法人武蔵野スポーツ振興事業団」を改組し、図書館や生涯学習分野の専門性の高い人材を確保することで、生涯学習とスポーツ事業を一括して管理運営できる組織にし、本施設の指定管理者として管理運営を委任することが最適である。

### (2) 図書館の管理運営

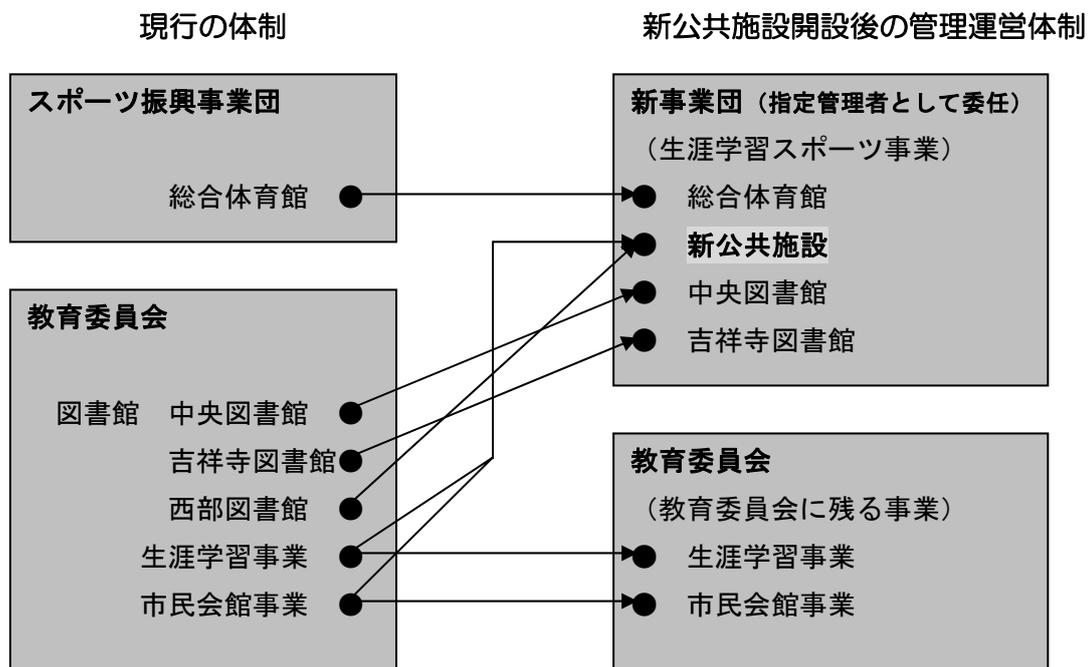
上記の方針から、本施設に設置する図書館機能についても、本施設の指定管理者が一体的・有機的に管理運営を行う。指定管理者が管理運営することにより、青少年や勤め帰りの社会人など、時間帯の異なる利用者のニーズへの的確に対応し、開館時間の延長や年間休館日の削減などが可能となる。

また、図書館全体を効率的、効果的に運営していくためには、中央図書館・吉祥寺図書館との連携が不可欠である。したがって、本施設の図書館機能と他の図書館とを指定管理者が一体的に管理することが望ましい。なお、西部図書館については、移転・拡充を前提として、本施設開設に先立って指定管理者による管理への切り替えを検討すべきであろう。

### （３）生涯学習事業

本施設において、生涯学習事業はひとつの柱であり、市民の多様なニーズに応えられるサービス提供が求められている。現在、生涯学習スポーツ課で行っている武蔵野地域自由大学をはじめとする生涯学習事業や市民会館の講座等の事業を再編し、本施設を管理運営する指定管理者が、生涯学習プログラムとして実施することが望ましい。

#### 本施設に関連する生涯学習・スポーツ分野の管理運営イメージ



### （４）公園との一体的管理

本施設が北側の公園に隣接しているメリットを最大限活かすために、公園についても一体的管理を行っていく。そのことにより、本施設を公園の一部ととらえることができ、双方の利用方法に広がりが見られる。

### 3. サービスの拡充と適正な利用者負担

#### （１）ニーズへの的確な対応

施設利用の現状や潜在的なニーズの把握に努め、市内外からの利用者のニーズに対応した事業プログラムを開発していく体制を整備する。

#### （２）開館日数、開館時間の拡充

指定管理者制度を活用し、効率性と柔軟性を確保することによって、幅広い利用者ニーズに的確に対応するよう、できる限りの開館日数・時間の拡大を図る。

#### （３）施設利用の有料化

フォーラム、ルーム、スタディコーナー、スタジオ、市民オフィス、託児室などの施設利用にあたっては原則として利用者に経費負担を求めるものとする。なお、料金設定にあたっては、周辺の類似施設の料金とのバランスを考慮するとともに、利用しやすい料金設定とする。また、市民や青少年に対する優遇措置を検討する。

### 4. 市民参加による運営方法の検討

開館までの準備期間に、施設の利用方法などについて、市民（利用者）を交えながら検討を進めていく必要がある。

例えば、青少年や社会人の利用方法、市民オフィスの利用形態、公園の整備方法などを市民にヒヤリングし、設計や管理運営に反映させる。

また、ワークショップなどの自主事業の企画運営について、ボランティアやNPO等と協働して取り組むほか、運営面の一部に関しては図書館ボランティアや市民ボランティアの協力をあおぐなどして、市民との一体感を高める。

## ○管理運営について、庁内検討委員会検討意見

### 1. 指定管理者制度の概要

#### ● 制度創設の趣旨

公の施設の管理について多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間事業者を含めた団体の有するノウハウ・能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。（平成 15 年 9 月地方自治法の改正）

※改正前は、その受託団体の公共性に着目し、公共団体、公共的団体等に委託先を限定してきた。

#### ※公の施設

公園、体育館、運動場、道路、図書館、保育園、博物館、美術館、病院、公営住宅、福祉施設等、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設をいう。

#### ● 指定管理者制度の意義（ねらい）

民間においても十分なサービス提供能力を有する主体が増加していることや、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効。

#### ● 指定管理者制度の目的

住民サービスの向上、行政コストの縮減（効果的・効率的かつ質の高いサービスを提供するという、ある意味、互いに矛盾する目的を実現しようとする欲張りな制度）

## 2. 指定管理者制度と管理委託制度の違い

項 目	指定管理者制度	管理委託制度
法的性質	行政処分	委託契約
指定管理者（管理受託者） になることができる団体	民間事業者、NPO その他の 団体なども可	普通地方公共団体の出資法 人・公共団体・公共的団体の み
指定管理者（管理受託者） を選ぶ手続	条例で定める	地方自治法に定める契約手 続による
公の施設の使用許可等	使用許可、入場制限、退去命 令ができる	できない（普通地方公共団体 が行う）
管理の基準及び業務の範囲 の規定方法	条例と協定で定める	契約で定める
指定管理者（管理受託者） に管理を行わせる期間	施設ごとに議会の議決を経 て協定で定める	施設ごとに契約で定める（年 度更新）
指定管理者（管理受託者） を決める際の議会の議決	必要	不要
事業報告	年度ごとに事業報告書を提 出	年度ごとに業務完了届を提 出
利用料金制度	条例に定めることにより導 入できる	同左
指定管理者（管理受託者） による管理に不都合がある 場合の措置	指定の取消し、管理業務の停 止命令	債務不履行に基づく契約の 解除など

### 3. プレイス管理運営主体・方法についての農水省跡地利用施設基本計画策定委員会最終報告書の考え方

項目	最終報告書の考え方
●施設の位置付け	「文化・教育施設」
●設置・管理の所管	教育委員会が望ましい
●管理運営主体	指定管理者制度（効率効果的な市政運営を図る観点） ※青少年や勤め帰りの社会人など、時間帯の異なる利用者ニーズへの確に対応し、開館時間の延長や年間休館日の削減などが可能
●管理・運営手法	一体的な管理運営（複数の機能が集まる利点を最大限に活かす）
●フレキシブルな対応	外部団体の活用が効果的（市民生活に合わせた利用時間の設定、魅力ある活動の場やサービスの提供）
●事業の継続性、教育委員会との連携	教育委員会所管の財政援助団体である（財）武蔵野スポーツ振興事業団」を改組（図書館や生涯学習の専門性の高い人材を確保）
●既存図書館（中央・吉祥寺）と一体管理	プレイスと同様に既存図書館も指定管理者（（財）武蔵野スポーツ振興事業団）に移行

### 4. 庁内検討委員会での意見

#### （1）指定管理者制度の採用

指定管理者制度を採用することにより、市長部局と教育委員会から移管される業務について、独立した団体（法人）が管理・運営を行うことで、直営方式で陥りやすい従来の所管の縦割りの弊害を比較的スムーズに取り除き一体的管理をすることが可能。

#### （2）指定管理者

本施設機能のかなりの部分を占める図書館、生涯学習を担当している教育委員会が所管する「財団法人武蔵野スポーツ振興事業団」を指定管理者とすることが現実的な選択肢。

#### （3）他の図書館との連携

本施設のような教育施設に指定管理者制度を採用することは、本市では初めてのこともであり、市立図書館全館への指定管理者制度の適用については拙速に行わず、その管理運営状況をしっかり見極めた上でその採用の可否を判断することが望ましい。

## 5. 開館時間・開館日数

### ○開館日数、開館時間の拡充

指定管理者制度を活用し、効率性と柔軟性を確保することによって、幅広い利用者ニーズに的確に対応するよう、できる限りの開館日数・時間の拡大を図る。

### ■武蔵野プレイス（仮称）の開館時間・日数

上記方針に基づき、開館時間を朝 9 時 30 分より夜 9 時までとする。休館日は、週 1 回、図書整理日（月 1 回）、図書特別整理日（5 日間）、年末年始を基本とする。

### ■既存図書館利用状況と武蔵野プレイス（仮称）の利用者数予測

#### ①中央図書館（可動日数 287 日・2,677.5h/548,667 人）

- ・平日平均利用者 1,861 人（10.5h・177 人/h）＊可動日数/年 175 日
- ・土日平均利用者 1,991 人（7.5h・265 人/h）＊可動日数/年 112 日

#### ②吉祥寺図書館（可動日数 287 日・2,677.5h/487,627 人）

- ・平日平均利用者 1,765 人（10.5h・168 人/h）＊可動日数/年 175 日
- ・土日平均利用者 1,596 人（7.5h・212 人/h）＊可動日数/年 112 日
- ＊吉祥寺の場合、ドアの開閉でカウントしているので、  
1.2 倍増ぐらいの想定である。

#### ③武蔵野プレイス（仮称）

（可動日数 292 日・3,358h/802,700 人 9:30～21:00/11.5h）

- ・平日平均利用者 2,300 人（11.5h・200〔177×1.1（図書館以外の利用者見込みを 1 割とする）〕人/h）＊可動日数/年 178 日
- ・土日平均利用者 3,450 人（11.5h・300〔265×1.1〕人/h）＊可動日数/年 114 日

## ■他館の開館状況

施設名	開館時間	休館日
中央図書館・吉祥寺図書館	<del>9:30</del> -20:00（月・火・水・木） <del>9:30</del> -17:00（土日祝日）	金曜日 <b>（週1回）</b> 第1水曜日
西部図書館	<del>9:30</del> -19:00（火・水） <del>9:30</del> -17:00（月・木・土日祝日）	<b>年末年始</b> 図書特別整理日（10日間）
市民会館	9:00-22:00	毎週木曜、年末年始
武蔵野総合体育館	9:00-21:30	毎月15日、年末年始
市民文化会館	9:00-22:00	
芸能劇場	10:00-23:00	
仙台メディアテーク	9:00-22:00	月1回、年末年始
仙台市民図書館	10:00-20:00 10:00-18:00（土日祭日）	月曜日、館内整理日 年末年始
調布たづくり	8:30-22:00（貸出9:00-21:30）	毎月第4月曜及びその翌日、3月・9月の総合保守点検日、年末年始
調布市立中央図書館	9:00-20:30（自習室21:30まで）	毎月第4月曜及びその翌日、図書特別整理日、年末年始
稲城市立中央図書館	8:00-20:00	毎月第4月曜、図書特別整理日（5日間）、年末年始（5日間）
メディアセブン 川口市立中央図書館	10:00- <del>21:00</del> （月～金） 10:00-18:00（土日祝日）	毎月第3金曜、年末年始 （図書特別整理日・機器整理日）
ゆう杉並（青少年）	9:00- <del>21:00</del> （月～土） 9:00-17:00（日祝日）	月曜日 <b>（週1回）</b> <b>年末年始</b>
藤沢市市民活動推進センター	9:00-22:00	火曜日 <b>（週1回）</b> ・ <b>年末年始</b>

## ■武蔵野市 NPO 活動実態調査等報告書から

利用曜日	土曜日の利用を希望する団体が5割超
開館時間	9:00
閉館時間	<del>21:00</del>

○農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会報告書での駐車場計画  
(H16 . 5~17. 3)

法・条例	建築制限
建築基準法	構造 耐火建築物（防火地域内では、延べ面積 500 m <sup>2</sup> を超える場合に適用） 延べ面積（容積率 500%） 10,810 m <sup>2</sup> 以下（ただし、駐車場、駐輪場の面積は延べ面積の 1 / 5 まで容積率に算入されない（駐車場面積 2,700 m <sup>2</sup> までは算入されない）ので延べ面積は駐車場を含めると 13,500 m <sup>2</sup> となる）
東京都駐車場条例	駐車場の設置 床面積 300 m <sup>2</sup> 毎に 1 台
武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例	駐輪場の設置 床面積 45 m <sup>2</sup> 毎に 1 台、ただし 5,000 m <sup>2</sup> を超える部分は 90 m <sup>2</sup> に 1 台

○交通対応

本施設のアクセスは、徒歩・自転車・バイク・自動車・JR中央線・西武多摩川線・バス等である。駐車台数は、付置義務台数32台を確保する。しかし、現在、週末は隣接スーパーへの車利用により、渋滞が発生しており、利用者は、なるべく公共交通機関を利用してもらうこととし、駐車場の利用は、施設への荷物の搬入、障害者の利用に限定することなどを検討する。駐輪台数は、付置義務台数約150台を確保する。しかし、駅前のため、施設外利用や休日に許容台数を超える可能性があり、有料化と他近隣駐輪場の利用を検討する。

## 武蔵境駅南口周辺渋滞長測定調査について

1. 調査日時 6月21日（水）、24日（土）、25日（日）の3日間  
午前10時から午後7時までの9時間

2. 調査場所及び調査方法

武蔵境駅南口交差点をかえで通り南から北に侵入し、東へ右折する交通車両及び境南通り西から東へ直進する交通車両の渋滞長を10分間隔で測定する。（具体的な調査地点については裏面のとおり）

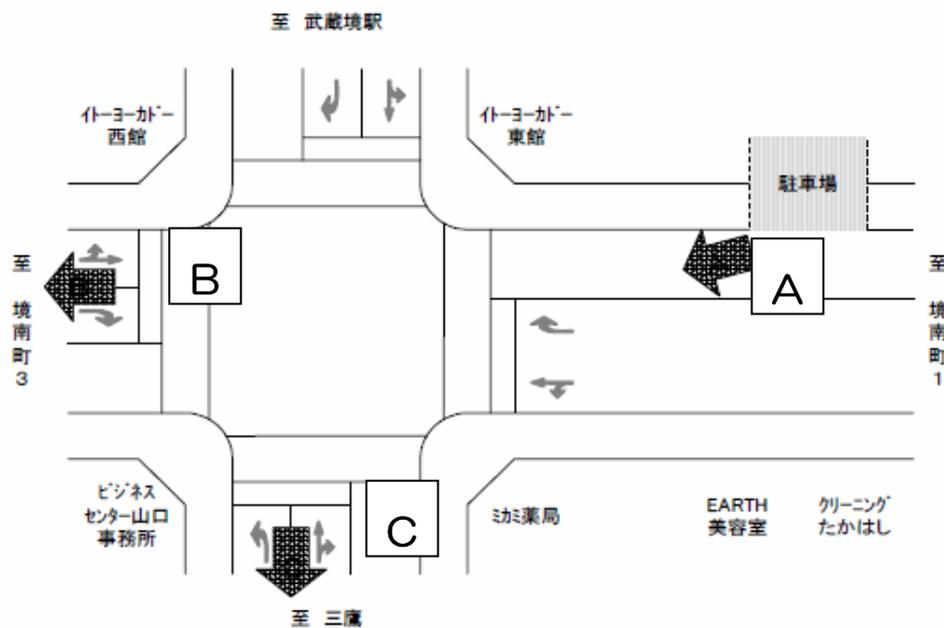
調査地点	6月21日（水）	6月24日（土）	6月25日（日）
A	調査時間内において駐車場が満車になることはなく、誘導員が出入口前の通行人を通す際に数台の入庫待ちが発生する程度であった。瞬間最大渋滞長は12:00に交差点まで観測された。	14:30~17:30において駐車場が一時満車となったが、入出庫時の流れはスムーズであり長時間の入庫待ちは観測されなかった。また、利用台数の増加により車間距離が狭まるため、平日に比べ滞留台数は増加した。	11:00に駐車場が満車となり、14:00には入場不可となった（ラバーコーン設置）。その後、14:30に規制が解除され17:30に空車となった。土曜日と同様、入庫待ちの車列は車間距離を縮めて停車するため、台数は10~12台を記録した。
B	方向A（イトーヨーカ堂駐車場の入庫待ち）からの先詰まりはなく、信号待ちの車両が2~3台観測される程度であった。なお、観音院付近の交差点を超過する滞留は観測されなかった。	方向A（イトーヨーカ堂駐車場の入庫待ち）において駐車場が満車となった14時~16時台の間、入庫待ちからの先詰まりが一時観測された。その他の時間帯は平日とほぼ同様の状況であった。	調査開始から15:00頃まで方向Aからの先詰まりが観測された。13:00には駅南口交差点内に満車の看板が設置され、以降15:00頃まで150m~200mの滞留が発生した。なお、この間で観音院付近交差点先までの滞留が3回記録された。（160m超）。
C	調査開始直後に右折車線からの滞留が発生したが、以降は信号待ちの車両が4~5台観測される程度であった。なお、滞留車線は終日右折レーンであった。	方向Bと同様に駐車場満車時の滞留がやや増加するが、右折車両の通過交通は右折後は方向Aの入庫待ち車列の右側を追い越し三鷹方面へ通過していた。	開店時より200m前後の滞留が発生し、駐車場解放後は50m前後に留まる。14:00に入場が制限されてからは300m前後まで延び、最大430mが記録された。入場を断念した車両または一般の右折車は、右折後は入庫待ち車列の右側を通過していた。

3. 結果の概要

調査地点位置図



調査方向案内図



**○駐車場の出入口について、庁内検討委員会検討意見****武蔵野プレイス（仮称）駐車場の出入口について**

武蔵境駅南口周辺渋滞長測定調査結果より、イトーヨーカドーの駐車場へ進入する車の渋滞が観音院方向で日曜日の午後、かえで通り方向では、土日で確認された。この調査結果から、かえで通りは日曜日において慢性的に渋滞が起り、その影響により、日曜日の午後には境南通りの直進方向も渋滞が発生する。平日においては、渋滞は発生していない。ただし、イトーヨーカドーの特売日や雨の日のような特定の日において渋滞はさらに拡大すると推測する。

武蔵野プレイス（仮称）において、東京都駐車場条例に基づく附置義務駐車場の設置は31台である。基本設計では、駐車場の出入口をプレイス東側の駅前広場側境南通り近くに設置している。今回の調査から境南通りは、日曜日の午後に渋滞が発生し、プレイス駐車場進入の待機車が境南通りの渋滞に巻き込まれてしまう可能性がある。そのことにより、駅前広場に進入してくるムーバスの運行にも影響がおよぶ可能性がある。このような渋滞予測に対し、駐車場出入口において、どのような対策を講ずることができるか検討する。

**1. 駐車場の出入口での対応**

- ・身障者または搬出入の利用を原則に、一般の来館者においては徒歩、自転車、公共交通機関を利用を促す。
- ・駐車場出入口には、警備員を配置し、境南通りの渋滞状況に合わせて対応する。  
⇒駐車場進入のために、車道に待機する車をつくらない。  
⇒プレイス駐車場が満車の場合、境南通りに満車表示をし、プレイス駐車場に進入しないようにする。

**2. 駐車場出入口の位置の検討****①プレイス敷地西側に駐車場出入口の設置検討**

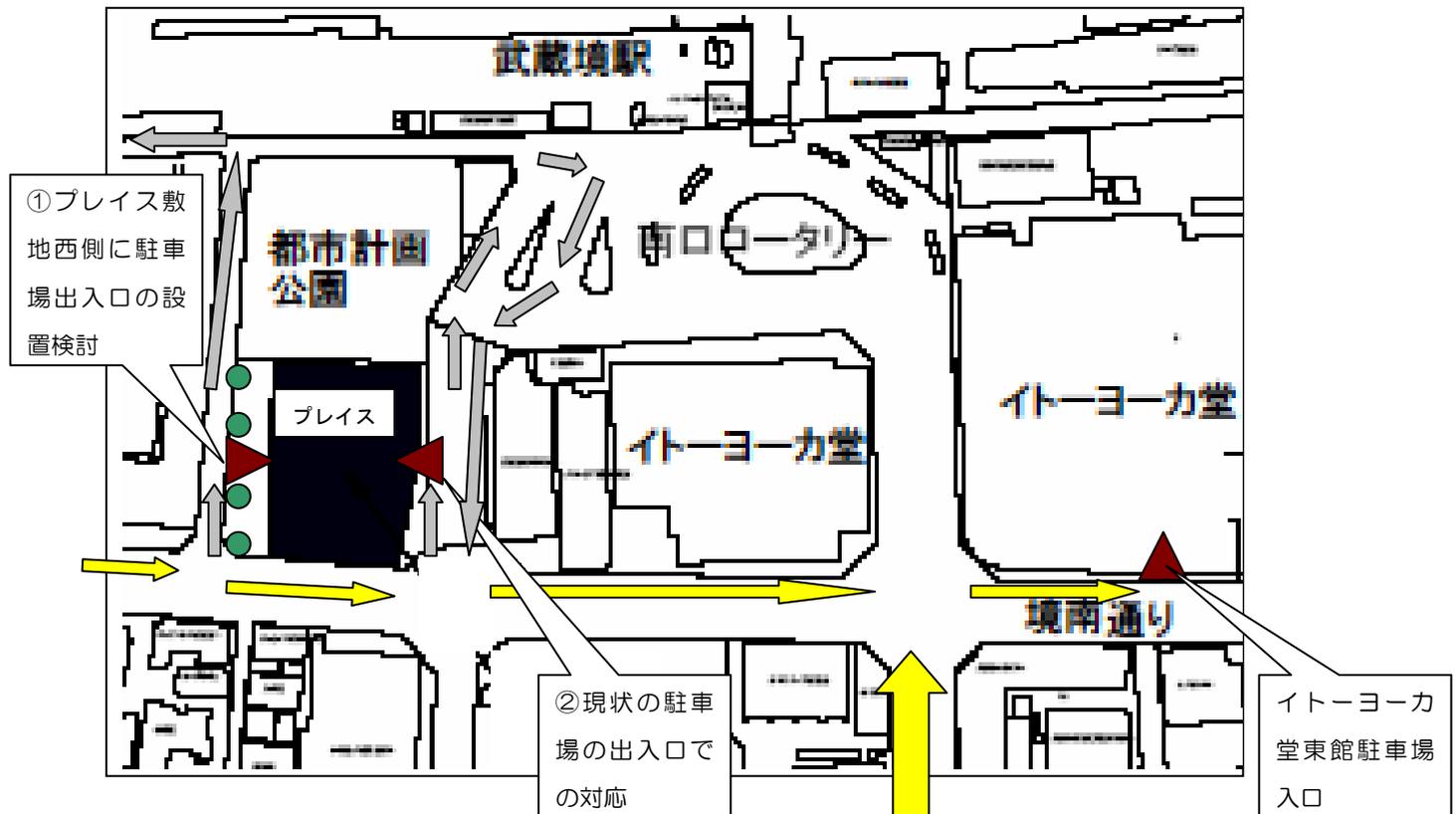
少しでも渋滞の影響が少なく、ムーバスの運行に影響のないプレイス西側に駐車場の出入口を設置することを検討する。今後の検討課題としては以下のとおりである。

- ・樹木の正確な位置と樹木の間隔⇒最大 7m の間隔がある位置に駐車場出入口を配置する。
- ・既存樹木の根の状況⇒駐車場進入路を車道舗装するため、根をチェック
- ・駐車場出入口の設置による駐輪場面積の減少⇒台数の確保

**②現状のプレイス敷地東側に駐車場出入口を設置した場合**

- ・現状の駐車場出入口の位置が境南通りに近く、駐車場進入のための車道内待機車が生じた場合、境南通り渋滞発生時に巻き込まれる可能性がある。現状の駐車場の位置においては、警備員等の対策を講じるほか、設計上、できるかぎり駐車場の出入口の位置を境南通りから離すことができるかも検討する。

武蔵野プレイス（仮称）駐車場出入口位置



### 駐輪施設の課題

来館に関しては、原則、公共交通機関の利用を促し、駐車場の利用については、身障者の利用、子育て中の家族の利用、機材の搬出入の利用などを基本とする。そのことにより、附置義務台数 31 台で足りると考える。むしろ、課題となるのが、自転車利用である。現計画では、武蔵野市自転車放置防止条例に基づく附置義務台数 150 台程度を確保している。しかし、駅前の立地であり、平日であれば、通勤などの施設外利用することも考えられる。また、休日については、かなりの自転車利用来館者が想定できる。中央図書館においては、敷地北側に 185 台の駐輪場を確保しているが、休日には駐輪場が満車になり、南側の広場に 100 台程、駐輪してしまう状況である。

プレイスの計画については、附置義務以上の駐輪台数を確保することを検討するとともに、駐輪場の管理方法、体制、有料化などについても検討を要する。

### 設計上の留意点

仮に、駐車場出入口を東側から西側へ変更した場合、バックヤード部分、カーリフト等も同時に東側からの西側へ移行するため、設計上、配置計画、構造計画等も全面的に再検討することになる。また、本会議で『より使いやすい施設配置』についても検討を行っているところであり、施設構成を調整する必要がある。これらの要素を加味し、駐車場の出入口をどこに配置するか検討する。

**武蔵野プレイス（仮称）専門家会議での委員からの  
質問・要望・提案等について（第1回会議）**

項目	内 容
全 体	図書館長になるべき人をまず選んで、その人の責任のもとで体制を整え、プログラムをつくるのが理想だ。
	検討を進めていく上で市民が注目しているポイントは、例えばコストに見合った施設になるかどうかということとか、何のために必要なのかという大きい話なのか、あるいは、例えば、今ある本はどうなるんだとか、どういう本が入ってくるのか、などの細かい話なのか。
	知的創造の拠点というテーマ自身は大変ユニークですばらしいが、具体的にどういうことを言おうとしているのかつかめない。それがこういう図面（基本設計）になっている。その辺の関連が中々つかみにくい。

## 武蔵野プレイス（仮称）専門家会議での委員からの 質問・要望・提案等について(第2回会議)

項目	内 容
市民活動機能	土・日に利用できる場所がほしい。
	打ち合わせの場所として自由に使えるという機能
	大きな会合、会議等が開催できる場所が欲しい
	印刷等ができる場所(レターケースはいろんな連絡をする上で非常に便利)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動上の交流、情報交換というところの場としての役割</li> <li>・掲示板機能というのは、他の市民オフィスのような支援センターを見ても、活用度が高い。(団体の活動報告用やPR用のチラシ等を置けるスペース、情報コーナー、市民へのいろんな呼びかけ、募集の記事等を掲示できる掲示板、さらに展示コーナーにまで拡大できるような掲示板がきちんと必要になってくる)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に関するちょっとした相談ができるという相談機能的な部分(ふらっと行って自由にちょっとした相談ができるというフリースペースというのは非常に価値が高い)。</li> <li>・その場所で、管理運営に当たる団体が、ただ部屋貸し等の役割ができればいいというのではなく、NPO、市民活動、ボランティア活動等で、ある程度のサジェスチョンや、相談ができるようなキャリア、経験を持った方を配置することが必要。</li> <li>・NPOの中間支援組織的なものがこのスペースの管理に参画するという可能性が十分ある。。そういう形式が可能になってくれば、ハード面の支援ということではなくて、ソフト面の情報交換やアドバイス等ができる管理形態が、より望ましい。</li> </ul>
	図書に関するニーズはそれほど多くはない。
	ロッカー等を用意される予定だが(もちろん有料で使うことになる?)、こういう部分の必要性が、スタートしてみないとわからない。
	例えば1階のいわゆる「知ギャラリー」というのをどういうふうにか考えるのかということもあるが、ギャラリーというのを、芸術的な部分の展示の場所ということだけではなく、場合により、市民活動等の広報的な役割にも使う可能性があるのかどうか
	ある種のキッズルーム(託児室)、キッズスペース的なスペースというものを考えておくことが必要
	このスペースはNPO等の登録された方々のみが使うという施設ではないことを前提にすると、ごく普通に市民同士、お友達で集まって、営利活動とまでいかない、例えば打ち合わせ等、パブリックな目的があるかどうかに関係なく、無料でここが使えるというスペースになっていくということなのか
	スタート時(開館時)は、コストの関係もあるが、できるだけ最小限の本当に必要なものだけを用意し、あとは利用者が、利用していく上で、利用の仕方(必要な備品類も含めて)を決めていく部分があってもいい。例え利用者懇談会のようなものを設置する。

項目	内容
青少年活動機能	運営に参画する場合、ボランティアグループに依頼するよりはスタジオ利用者などの利用者懇談会的なやりの方が幅広い層のニーズをとらえるためにはいい
	一部の施設を予約型にしないで、個人利用、自由利用にすることによって、幅広い層の利用が可能 地べたに座ってだらっとできるような空間かどうかというあたりは、1つ要素になる
	専門図書(アート系)だけではなく、進学・就職情報のようなリアルに必要なになってくる知的情報や、漫画を置くことが考えられる(漫画はかなりニーズが高い)。その場にいるという状況の利用を可能にする資源でもあると思う。漫画もあり、より高度な知的情報もありという方が、全体として若い世代がここに来やすく、いろんな情報に接触しやすくなる。
	「プレイスペース・ラウンジ等、状況的利用を可能とするスペースの十分な確保」。目的的なスペースよりは状況的なスペースを増やす。(例えば、スタジオが全部で8個あるが、それよりはプレイルームをもうちよっとふやす方が、若者全体のニーズに即す場合には使いやすくなる。)
	パンなど飲食物の自動販売機、ごみ箱の設置。
	自転車置き場の確保(若い世代は自転車で移動することも割と多い)
	・時間帯による優先利用と利用料金の大幅な減免。 ・特に、生徒、学生であるかどうかで判断しないで、完全に年齢で判断する(大学生よりは、18歳以下に厚くする)。
	隣接の公園のできる限りの利用。住民への騒音は最大限配慮しつつ、それ以外の要望、苦情とはできるだけ調整を行って、若い人たちが使いやすい、バスケ、スケボー、ダンスなどを練習できる場所にする。(例えば、ガラス張りにして、外側にライトをつけると、それだけで鏡の機能になり、ダンスの練習場所になる)。
	「他世代の要望との矛盾をできる限り回避できるような空間構成とルールづくり」。迷惑、怖いという話をすべて通すと、若い人は必ず使えなくなってしまう。そのニーズは聞くとしても、なるべくそれだけではない方のニーズもしっかり聞き、バランスをとることが大事だ。ある程度は、空間的な分離も必要。迷惑、怖い等の成人世代の苦情を直接に反映させない。成人世代等、このスペースを利用しない人たちにとって安全性を感じるような最低限のルールは明確にしておく。
	できるだけ若い世代の感覚がわかるスタッフを置いた方がいい。(お兄さんの存在を求めるタイプの若い人と、そういうかわりをなるべくしないでほしいというタイプがあるので、その両方のニーズを酌み取れる人が必要。)
他世代とのつながりは、持ちたい。	
図書館機能	武蔵野プレイスだけの分類の仕方があるというのも考えてみて、かえってそれがわかりやすいというのもできるんじゃないか。そうでもしないと、確かにこの広い図書館を歩き回れというのはきつい。
	例えば実際にここでバンドをやっている若い人たちが、ここで何かをつくるために必要だった資料として、「僕はこれが役立ったよ」とか「この本はちょっと違うな」等、何か題材として話すためのきっかけとして図書館機能というものが使えるようになるといい。利用者側からの情報提供の機会があり得るといのは、いい考え方だ。

項目	内 容
図書館機能	雑誌は本と違って、その中の全部じゃなくて部分的に必要なものだから、雑誌の貸し出しは原則は禁止すべきだ。
	図書館はプレイスの中核の機能だ。その中核の機能として、青少年活動や市民活動に対して、どういうサービスができるのかという視点でもう少し研究が必要だ。
	その分野での専門家である市民にレファレンスカウンターで、ボランティアとしてレファレンスをしてもらうことはできないか。
全体	各フロアにカウンターを置くことは、障害者や外国人等、案内に対してハンディキャップを持っている方々に対して、有効な答えになる。

武蔵野プレイス（仮称）専門家会議での委員からの  
質問・要望・提案等について(第 3 回会議)

項目	内 容
全体	施設のデザインの仕方にかかわってくるような財政的な問題というのは、気にしないでいいのか、あるいはどの程度気にしていいのかという問題を、クリアにしておいてほしいというような思いを最初から抱いていた。
	環境デザインという観点からすると、建物のボリュームをわずかでも減らし、北側の公園に光を当てるのが望ましい。そこで、4階のフォーラムやマガジンラウンジの使い方と空間との関わりを、他の市民施設との連携活用や異なる階の類似機能との合流などの切り口から検討し、その可能性について考えてみてはどうか。
	プレイスに対する期待が盛りだくさん過ぎるので、もう少し絞った方がいいのかなという気がする。
	何をしたいか図書館に来るのか、図書館ではなくて武蔵野プレイスに行きたいんだというようなことを考えていった場合に、整理の仕方として、今の小さい工夫以外のところでの決め方も必要になるのではないかという気がする。
図書館	3F のスタディコーナーは、図書館の学習室という機能を兼ねているという考え方なのか。学習室(学生等が勉強のために使用する場合)と一般の利用者と一緒うまくいけるか疑問がある。
	図書館の機能というのは、高等学校や大学等の図書館もあるので、連携ということをきちんと考えるのであれば、プレイスに本がたくさんなければいけないという必要はないと思う。そういう意味で、5層にわたって本が配置されているというのではなくて、1層、2層ぐらいを外して、本の置き場所としては3層ぐらいのところにまとめるような、見直しをした方がいいんじゃないかと思う。
市民活動機能	レターケースについて、郵便物の受領先(仮想事務所所在地)にできるのか、具体的、現実的な問題として気になっている。
	NPOの活動について、あくまでも印象として、特定のグループの特定の利益のために特定のスペースが使われることに対する反発が、どこかに起きないかなという不安はある。

武蔵野プレイス（仮称）専門家会議傍聴者感想（意見）集計

第3回（9月28日）

	意見
1	<p>基本設計はよくできているが、市民要求をあれもこれも取り入れ過ぎて、逆にみんなが満足しないのではないか。武蔵野市全体として“知的創造の拠点”を考えた方がいいというのが先生方の総意と感ぜられる会議でした。</p> <p>今後とも先生方の100年先をみすえた見識、良識、先見性を信じてやみません。</p> <p>拍手をしたい場面が何度もありましたが、傍聴者には許されないのでしょうか？</p>
2	<p>武蔵境南口駅前の立地をどう有効に利用するか、境南地域の私達は見守っています。図書館機能をもう少し集約できる方が利用しやすいかと思う。B1の一般図書、2Fの児童・子育て支援のフロアは大賛成です。</p> <p>4Fのマガジンラウンジは3Fに集約できるかもしれません。もう少し、スペース利用できる方向で検討しては。レストランや喫茶店も欲しいですね。</p>
3	<p>①大変詳細な資料作成、本当にご苦労様でした。市内の状況をさまざまな角度から知ることができました。が、「何故プレイスが必要なのか？」「何故この規模なのか？」という疑問への答えは全く見当たりません。「もし作ってくれるんだったら使いたい」「どうせ作るなら〇〇がほしい」というレベルの意見だと思えます。</p> <p>②武蔵野には「コミュニティ構想」という大きな財産があります。設計段階から住民が参加し、自主参加、自主運営していく。使う人自身が設計するから無駄なものを作らないし、いったん作った施設を大切に最大限活用しようとする。創立の時の喜びが口コミで伝わるから文句が出にくいし、盗難、損壊も起きにくい。コスト削減のために工夫する心が自然に生まれてくる。コミセン運営には現実にはさまざまな問題が残っているけれども、「自分たちのもの」として大事に育ててきたことは尊いと思えます。ところがスイングビルにしても、今回のプレイスにしても、この「コミュニティ構想」のいい面が反映されていないです。「市民活動機能」も「青少年活動機能」も、なぜ、使いたい人この指止まれ式に人を集めて設計・企画段階から参画するしくみにしないのでしょうか。「使い勝手のいい施設にする」のが専門家会議の任務だそうですが、使い勝手がいいかどうか決めるのは、実際に利用する市民ではないですか？。</p> <p>③「青少年に居場所を」と聞こえがいいけれど、立派な建物作ってやったから、そこを使いなさい！というのはガンコ親父よりももっとイヤな感じです。これも市内の高校生に設計・企画から考えさせて、彼らが求めるものを作らせたいと思うのです。ただし、若者に生き生きとした活動をさせるためには、何もプレイスのようなぜいたくな施設は不要です。今年の国際交流まつり（11/11）に集まってきている大学生はとても活発な活動をしています。適切な助言者と打ち合わせスペースさえあれば充分なのです。（特別な予算配分ありません）</p> <p>④災害時の機能に言及しないのはなぜか。大災害の時、駅前には市民の情報交換や一時休憩の場としてどうしても必要。避けられないはず。</p> <p>⑤清水委員のご発言が私の言いたいことに最も近かったです。規模は最小限に。立派な建物で圧倒するのではなく、その場で生き生きと活動している人の笑顔が心に残る施設に。</p> <p>⑥近藤委員へ。市民は「ターゲット」ではありません。プレイス管理者と利用者は「販売店」と「購入者」ではないと思えます。公共施設の市民のものであり、行政（管理者）はコーディネーターであって欲しいと思えます。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計の規模の削減ありきではないとしても、基本設計を聖域のように絶対のものとして考えるべきではない。たとえば、駐車場の設置についてである。車公害は発生源抑制による対策では足りないことは周知のことであり、環境対策として、駅前直近の施設には「駐車場は作らない」（隔地も施設内も）先見性のある考え方です。</li> <li>・次回の駐車場問題は、出入口についてでなく、設置の必要があるのか、よく検討してください。専門家として後世に誇れる検討をお願いします。</li> <li>・清水先生のご意見、小林先生のご意見、よく検討をお願いします。賛成です。</li> <li>・大きな建物は慎重に検討すべきです。基本設計が何にも考えられていなかったことに、アゼンとしています。</li> </ul>

	意見
5	<p>1. 生涯学習・フォーラム機能について 生涯学習については、①どのような内容をどのスペースで行うのかを市民が主体となって検討・実施することが「知的創造」につながるのではないかと。②現在行われている事業で何が足りない（不十分）だから新たなスペースが必要なのかを明らかにしてほしい。また、フォーラムについては、清水委員が言われたように、スイングと連携することでまかなえるのではないかと。</p> <p>2. 他施設との連携について 西部図書館と市民会館との役割分担について、「次期の長期計画策定時に十分検討し、整理する」（基本計画策定委員会報告）とあるが、これは本来順序が逆で、分担について検討しプレイス（仮称）に必要な機能・スペースは何なのかを確認してからプレイス（仮称）に必要なスペースについて決定・設計されるべきではないかと。また、コミュニティセンターや各種学校の空き教室、体育館やグラウンドの夜間利用も連携の一つの形として十分に検討してほしい。</p> <p>3. 市民活動機能について そもそも市民活動は地域に根ざすものであり、活動の拠点・スペース・メールボックス等も、主な活動地域にあってこそ便利なのではないだろうか。（吉祥寺で活動している人が、わざわざ武蔵境のプレイス（仮称）を使うだろうか）。そう考えると、やはりコミュニティセンターや学校の活用を工夫し、コミセン利用者や子どもたちにそのような活動の存在が知られ、交流の機会が作られる方がよいのではないかと。</p> <p>4. 青少年活動機能について 青少年の活動範囲も基本的には居住地周辺地域ではないだろうか。そう考えると、放課後の居場所機能は地域のコミセン、音楽、スポーツ等の目的的活動は地域の学校（通っている学校には行きたくないのであれば、専門学校や大学との連携を考えてはどうか）。そして、図書館機能から考え出されるもの（例えば、人気図書についての「しゃべり場」とか）はプレイス（仮称）というふうに分機能化した方がよいのではないかと。</p> <p>5. 図書館機能について 分散している機能（内容別図書）を集約することに賛成。蔵書数を減らす、というアイデアも出されていたが、可能ならば、自然・環境問題に特化した図書館にして、自然と都市生活について、未来に向けて発信できるような場になれば、とても魅力的だと思う。</p> <p>6. 毎回出された市民意見について、ご配慮いただきありがとうございます。できれば、市民と専門家委員の皆さんと、直接対話する市民ヒアリングの機会を設けていただけないかと思っています。ご検討ください。よろしく願いいたします。</p>
6	<p>1. 冒頭：委員長から「当会議は基本設計をもとにしての調査、検討であって、そのものを考え直す権限はない」というような意味のご発言だったと思いますが、ここに至る状況を見れば、何の問題もない敷かれたレール通りですむ単純な事態でないのは明らかです。 行政と議会双方の混乱と攻防を詳しく見聞きしなくても、一般紙の記事を見れば新市長誕生からのプレイスの扱われ方の問題点は読み取れるはず。本質を離れたところで政争の具とされてしまったこの大問題を扱う極めて困難な会議の委員を引き受けられたことは、高いご見識により、成算の目論みがあったことと拝察します。 とりあえずの範囲の中に引きこもっては市民が納得する議論になりません。見えないところも見る気概で全面展開してください。難しいお立場を重々お察ししますが、重責を果たして下さい。お願いします。</p> <p>2. お金のこと：栗田委員から「財政規模は気にしないで、と言われているが市民にとっていかがなものか」に答えて「規模の縮小とコスト削減は第一にしない、云々」の行政発言は違和感がある。合理的に考えて下げられるものは下げたほうがいいのは当たり前のこと。税金は市民・納税者のものです。その遣い方に納得し同意できるものでなければなりません。今、さいたま市の5億円盆栽問題もTV等で騒がれています。</p> <p>3. きまじめ職員：第2回についての傍聴者意見の①に「委員の間での本質的議論なしに行政側の説明が細かすぎて、すでに決まった事柄のように聞こえ、委員がミスリードされると感じる」とあり同感です。前の基本計画策定委員会でも、庁内サポート委の強引なリードが問題視された記憶があるが、有能な職員諸氏は仕事熱心の余りか目先の職務にしゃにむにになっていませんか？市民の日常に思いをいたし、世の中のこと未来のこと、他の自治体の財政危機等、柔軟に広い目線で熟慮考察してほしいと市民の一人として思います。時間をかけることは悪いことではない。市民の中に入ってほしいと思います。</p>

	意 見
6	<p>4. 共感： A フォーラムはスイングで代替可能、北側公園の日影も考えて一層減らせるのではないかの発言に同感。このような話を進めて下さい。金沢美術館の評価も興味深く聞きました。(清水委員) 栗田委員から「蔵書数の縮小」発言もありました</p> <p>B 小林委員からうれしい発言「今どうなのか?」。長い時間を経て状況は変化し、人の考え方感じ方も変わってきています。今、市民が『公共』に求めるものは何か?もう一度立ち止まって考える絶好のチャンスです。この跡地計画をどう考えるかは、党派性を超えて感性の問題でもあります。平成10年に私たちの初めての陳情「跡地を雑木林に」を提出の際、農水特別委の委員長が「10年早い内容で衝撃的だ」と言い、また、4年前にはベテラン議員が「雑木林グループの理念は6~7年先取りしていて今は受け入れられないが、いずれあの考えは正しかったと分かってくるでしょう」と声をかけてくれました。十分時間が経ち、時代がここに来ています。武蔵野市の未来のために今踏み止まり、再考あつて然るべきではないでしょうか?</p> <p>5. 反発： A 「100個のロッカーとレターケース」等について、いつどこで決まったことなのか?この最高の立地で、個別占有的に事務所(?)として場所と機材を提供することは妥当か?限られた人々への利益供与、過剰サービスはNOです。他施設との連携、代替を含めてしっかり考えて下さい。</p> <p>B 「青少年のため」の美名のもとにあれもこれもは贅沢すぎる。廃校利用、空き教室活用で音楽、ダンス等のためののびやかで良質な空間創出が可能のはず。たてまえ論ではなく、創始工夫でよりよいものを考えて下さい。</p> <p>C 北側の公園は都市計画決定の際「緑が生い茂る都市公園」と議会で決まりました。緑を削る議論はNO!このところ「イベント広場」などの声に気がもめますが、より多くの緑の確保を最重点にしてください。以上よろしくお願いします。</p>
7	<p>会議の冒頭、委員長より「市民からいろいろな意見、感想が寄せられているが、当委員会には基本設計そのものを考え直す権限はない。基本設計をもとにしてより良い市民のための施設を作るために……」という説明があった。</p> <p>行政側からはこれに対して「規模縮小、コスト削減は第一としない。いかに使い勝手の良い施設を作るかが大切なこと。勿論結果として財政問題に関わってくることだが」という返答があった。</p> <p>今回の第3回会議を傍聴して、各委員の方々にも専門分野が異なるとはいえ、それぞれにこの「武蔵野プレイス(仮)」に関して、本当にこのような規模の施設が今必要なのだろうか?という疑問が生じてきているのを肌で感じた。</p> <p>「ボリュームを減らす努力をするべき」「盛りだくさん過ぎる、ターゲットを絞った方が」「NPO に関しては特定の市民に限定される恐れはないか」「総花的で結局満足できないことになるのでは」行政側の説明に対して「お金の使い方を気にしないでと言われるが、市民の方々にとっては如何なものか」等々、傍聴していて本当に的を得たご意見が出ていた。</p> <p>毎回行政側は、今までどおりの経過に何の疑問も感じられないような説明を繰り返している。「専門家会議」でさえこのような疑義が生じてきている現状をしっかりと把握してほしいと思う。そしてこのまま年内にある程度の所まで集約していく予定のようであるが、もっとじっくり検討しなおしてもらいたい。</p> <p>このまま計画を進めていって、後世に禍根を残すような結果になってしまってからでは遅いのである。「専門家会議」の方々、我々市民をも巻き込んだいこの施設に対する再考を切に願うものである。</p>
8	<p>意見書</p> <p>委員の皆様には、「武蔵野プレイス(仮称)」問題について、市民のために鋭意検討していただいておりますこと、感謝しております。</p> <p>さて、来る10月18日の専門家会議では、駐車場の出入り口に関するところが議題になっております処、駐車場の設置に関して、以下のとおり意見を提出させていただきます。</p> <p>農水省跡地利用施設建築基本計画策定委員会報告書によれば、「32台の駐車台数を確保するものの、駐車場の利用は、施設への荷物の搬入、障害者の利用に限定することを検討する。」との記述があります。駐車場は造るが、利用は控えてもらいたいというのがこの記述の趣旨です。東京都駐車場条例の附置義務の免除規定を知らないか、あるいはその可能性について精査しなかったのではないかと考えられます。駐車場附置免除が可能であったのに造ってしまったというのでは、検討不足による税金の無駄使いです。以下に述べるとおり、駐車場附置の免除は条例上可能であり、適法です。</p> <p>ぜひ、駐車場出入口の位置ということに問題を短小化せず、そもそも駐車場の附置が必要かどうか、根本的な検討をおこなっていただきたいと思っております。</p>

## 1 意見の趣旨

武蔵境駅前の「武蔵野プレイス(仮称)」には、荷さばき用と障害者用の駐車場以外に、一般来館者用の車場(建物にも隔地にも)を附置すべきではありません。

## 2 理由

(1) 一般来館者用の駐車場(建物にも隔地にも)を附置しないということは、法的に可能であり、適法です。駐車場法 20 条にもとづき東京都駐車場条例 17 条 1 項は、一定規模以上の建築物を新築する場合に駐車施設を当該建築物又は当該建物の敷地内に附置すべき義務を課した規定ですが、同項但し書において、同項 2 号後段の「・・知事が特に必要がないと認める場合」には、駐車場を附置しなくてもよい旨を定めています。

ところで、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例 2 条 15 によれば、前記駐車場条例 17 条 1 項 2 号の事務は武蔵野市が処理することとされているので、武蔵野市において、申請に基づき附置義務免除の認定をすれば、附置義務台数は一部乃至全部免除されることとなります。附置義務が免除されるということは、隔地駐車場という設置方式も不要ということとなります。附置義務免除の認定基準の何たるかに関して、条例や施行規則に定めはないので、市の判断に任される処ですが、もとより認定が恣意的であってはならないので、この点につき以下に検討します。

(2) 駐車場条例が駐車場附置義務を定めた趣旨である「違法駐車を抑止、渋滞解消による環境負荷の軽減」に反する結果を招かないかが認定にあたって問われます。要するに、自動車での来場を禁止することができなければ、駐車場は必要ということになります。かつての通達は「保育園、幼稚園、小学校、及び高等学校の当該用途で、職員及び外来者の自動車の乗り入れを禁止しているものは、附置義務台数の全てを免除する。」としていました。保育園や学校などの場合は、当該建物へ来る者がおおよそ特定されていて、自動車の乗入禁止を決めたならば、これを守らせることが可能な施設であり、そうであるならば、駐車場は不要ということになります。

「武蔵野プレイス(仮称)」の場合はどうでしょうか。①「武蔵野プレイス(仮称)」の利用者は武蔵野市民や武蔵野市への通勤通学であることから、公報等を通じて自動車乗り入れの禁止とその趣旨を市民や利用者に衆知できること、後述するように、②「武蔵野プレイス(仮称)」は駅前の交通アクセスの極めて良い立地にあり、自動車の乗り入れが出来ないからといって市民の利便性を損なうことはないので、市民が無理なくその禁止を遵守出来ること、③自動車排ガス公害から武蔵野市の環境を守るという視点や駐車場建設費の削減をはかるといった観点からの施策であること等、以上の諸点から、「武蔵野プレイス(仮称)」を自動車乗入禁施設とすること、これを武蔵野市民に理解し守ってもらうことは十分に可能であり、よって、駐車場附置義務免除を認定することは合理的であり妥当であると考えられます。

(3) 「武蔵野プレイス(仮称)」は武蔵境駅南口直近の施設です。駅は交通の要で、電車、バス、ムーバスの発着点であり、どの地域からのアクセスも極めて容易です。最も施設の利用者が多いと思われる境南や境、桜堤のからのアクセスは、バスやムーバス、自転車の利用で充分であり、武蔵野市の他地域からもバス、ムーバスや電車、自転車の利用によって容易にアクセスできる場所です。また、武蔵野市は、東西 6,4 km、南北 3,1 km の狭い地域であり、自動車の乗り入れを禁止することによって、市民に受容できないほどの不便を強いることにはなりません。

次ぎに述べる環境や財政的な観点を併せ考えれば、多くの市民の支持を得られるものと考えられます。

(4) 「環境に配慮したまちづくり」を進めるために、意義ある施策です。

環境問題は、地球規模の深刻な問題であり、自動車の排気ガス公害をどう抑制するかはとりわけ大きな問題です。発生源対策だけではなく、交通需要マネジメント(TDM)を基本にして、公共交通機関への転換促進、コミュニティバスの運行、自転車利用・徒歩の促進を図り、自動車交通量の抑制を行うという施策が進められています。また、「武蔵野プレイス(仮称)」新公共施設基本計画策定委員会報告書の施設づくりの考え方(6)には「地球環境に配慮する。」と書かれています。環境破壊を防ぐには、様々な工夫とさまざまな施策が必要です。自動車利用を抑制させるといっても、駐車場があれば使うということになりがちです。駐車場を造らないことにより徹底した自動車利用の抑制策になります。

(5) 無駄な建設費は削減すべきです。

財政的な問題については、後に意見書を提出しますが、地下三階の 32 台のうち、一般来館者用の駐車場建設を削減すれば、大幅な建設費の削減になることは間違いないでしょう。「武蔵野プレイス(仮称)」は莫大な財政支出をとともなう計画です。建設費の無駄はないかという視点からも慎重な検討が必要です。以上の次第です。市民の注目が集まっている委員会です。十分な検討をお願いいたします。